

## 会議録・令和3年6月14日第2回定例会（第1日目）

1. 招集の年月日 令和3年6月2日
2. 招集の場所 明和町議会議場
3. 開 会 6月14日 午前9時00分 議長宣告
4. 応 招 議 員 14名
  - 1番 奥 山 幸 洋
  - 2番 松 本 忍
  - 3番 乾 健 郎
  - 5番 阪 井 勇 男
  - 6番 下 井 清 史
  - 7番 江 京 子
  - 8番 田 邊 ひとみ
  - 9番 綿 民 和 子
  - 10番 北 岡 泰
  - 11番 山 内 理
  - 12番 中 井 啓 悟
  - 13番 樋 口 文 隆
  - 14番 高 橋 浩 司
  - 15番 伊 豆 千 夜 子
5. 不 応 招 議 員  
なし
6. 出 席 議 員  
13名
7. 欠 席 議 員  
8番 田 邊 ひとみ
8. 本会議に職務のため出席した者の職氏名  
議会事務局長 山 口 隆 弘  
議 会 書 記 肥留間 晴 美 西 川 佳 江 稲 浦 満
9. 地方自治法第121条による説明のため会議に出席した者の職氏名  
町 長 世古口 哲 哉 副 町 長 下 村 由美子  
教 育 長 下 村 良 次 総務防災課長 松 本 章  
まちづくり戦略課長 朝 倉 正 浩 税 務 課 長 青 木 大 輔  
生活環境課長 西 尾 仁 志 住民ほけん課長 吉 川 伸 幸

健康あゆみ課長	西岡郁玲	会計管理者(兼)会計課長	世古口和也
産業振興課長	堀真	建設課長	西尾直伸
上下水道課長	坂口昇	斎宮跡・文化観光課長	松井友吾
教育課長	菅野亮	こども課長	西村正樹
小学校区編制 推進室長	中瀬基司		

#### 10. 会議録署名議員

9番 綿民和子

10番 北岡泰

#### 11. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸般の報告

日程第4 行政報告

日程第5 一般質問

---

(午前 9時 00分)

◎開会の宣告

○議長（伊豆 千夜子） おはようございます。

ただいまの出席議員数は12人であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和3年第2回明和町議会定例会を開会します。

なお、田邊議員より所用のため本日の会議を欠席する旨、阪井議員より所用のため本日の会議に遅れる旨の連絡を受けておりますので、ご報告します。

直ちに本日の会議を開きます。

日程につきましては、お手元の日程表により進めたいので、よろしくお願ひします。

---

◎会議録署名議員の指名について

○議長（伊豆 千夜子） 日程第1 「会議録署名議員の指名」については、会議規則第126条の規定により、議長から指名をいたします。

9番 綿 民 和 子 議員

10番 北 岡 泰 議員

の両名を指名いたします。

---

◎会期の決定について

○議長（伊豆 千夜子） 日程第2 「会期の決定について」を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から6月18日までの5日間としたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（伊豆 千夜子） ご異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から6月18日までの5日間と決定しました。

---

### ◎諸般の報告

○議長（伊豆 千夜子） 日程第3 「諸般の報告」を行います。

監査委員さんから提出いただいております2月、3月、4月分の例月出納検査結果報告書の写しをお手元に配付しておりますので、後ほどご覧ください。

次に、請願を1件受理しております。

この取扱いにつきましては、6月10日に開催をいたしました議会運営委員会にお諮りし、全員協議会でも報告をさせていただきましたように、請願第1号

新ごみ処理施設に関する請願につきましては、教育厚生常任委員会に付託し、ご審議をいただくことにしております。

以上で、日程第3 諸般の報告を終わります。

---

### ◎行政報告

○議長（伊豆 千夜子） 日程第4 「行政報告」を行います。

町長。

○町長（世古口 哲哉） おはようございます。

令和3年第2回明和町議会定例会の開会に当たり、一言挨拶を申し上げます。

議員の皆様には、公私何かとご多用のところ、本定例会にご出席を賜り、誠にありがとうございます。また、ただいまは本定例会の会期を5日間とお決めいただき、諸案件のご審議を賜りますことに対し、厚くお礼を申し上げます。

初めに、新型コロナウイルス感染症によりお亡くなりになりました方々のご冥福と、罹患された方々の一日も早い快復をお祈り申し上げますとともに、医療現場の最前線で日夜懸命にご奮闘、ご尽力いただいている医療関係者の皆様に、衷心より敬意を表しますとともに感謝を申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大により、人々の生活は過去に例を見ないほど大きな変化を求められるようになりました。

こうした状況下で感染の第4波が生じ、4月25日には3度目の緊急事態宣言が一部都府県に発令され、その後、緊急事態宣言の地域が拡大されました。

三重県では、緊急警戒宣言が4月19日に発出され、また、まん延防止等重点措置が5月9日から適用されているところです。

現在、欧米各国に続き、日本国内でもワクチン接種が始まりましたが、このコロナ禍が終えんする見通しは依然として不透明な状況であり、引き続き徹底した感染予防と拡大防止の対策を継続していく必要があります。

今後も町民の皆様の命と健康を守るために、三重県など関係機関と連携しながら、感染拡大防止に向け、できる限りの取組を進めてまいります。

それでは、3月定例会以降、本定例会までの間の主な動きにつきまして、簡略にご報告させていただきます。

3月28日、明和町・多気町・大台町が共同で設置する多気郡地域児童発達支援センターの開所式が行われました。旧旭ヶ丘幼稚園を活用したこのセンターは、発達が気になる未就学児の専門相談、訓練から保育所等への訪問支援まで

を一貫して担うとともに、小学校卒業以降も専門相談、学校への訪問支援などを通して、大人になるまで切れ目のない支援を行う子どものための総合センターです。多気郡3町の発達支援の拠点として、大いに期待しているところです。

3月29日、歴史的風致維持向上計画の第2期計画が文部科学大臣、農林水産大臣、国土交通大臣により認定されました。この計画は、平成24年に認定された第1期計画に続くものです。第1期計画で整備した公園などのさらなる活用、幹線排水路の整備、また日本遺産の構成文化財も含めた散策道の整備、誘導案内の充実や回遊ルートの設置など、ハード及びソフト面において、明和町全域をカバーしていく事業として取組を進めていきます。

3月30日、町職員による明和町ドローン隊「AIRIS（エアリス）」を発足させ、5名の職員を隊員として委嘱しました。今回、委嘱した5名の職員は、昨年からの操作訓練を重ね、検定試験に合格し、ライセンスを取得しました。今後、ドローンによる災害時の被害調査や観光面での活用など様々な場面で活動していくこととしています。

4月1日、新規採用職員9名と群馬県明和町との人事交流による職員1名の入庁式を執り行いました。それぞれの抱負を胸に住民福祉の増進などに取り組んでもらいたいとの思いで一人一人に辞令を交付いたしました。町職員としてのこれからの活躍を願っているところです。

4月5日から8日にかけて、町内の各小学校と中学校、保育所、幼稚園、こども園で入学・入園式が行われました。6日の各小学校の入学式では215人が入学、また7日の明和中学校の入学式では189人が入学しました。そして、5日と8日に行われた各保育所等の入園式では、合わせて167人が入園しました。次代を担う子どもたちには、大きな夢と希望を持って、明るく健やかに成長していただきたいと願っています。

4月8日、本年度から小中学校で使用するタブレット端末の貸与式が明和中学校で行われました。これは国のGIGAスクール構想に基づき、町が小中学生に1人1台ずつ貸し出すものです。ドリル教材、インターネット、双方向事

業支援ソフト等を活用し、個別最適な学び、協働的な学びの実現を目指します。

4月8日、延期となっていた東京2020オリンピック聖火リレーで、山大淀の高山野亜さんが松阪市を走り、次の走者であるタレントの浅尾美和さんに聖火をつなぎました。聖火リレーという貴重な体験を今後の活躍につなげていていただきたいと思います。

4月11日、明和町消防団新入団員23人の辞令交付式が役場で行われ、その後、礼式や機械器具の取扱いなどの訓練が各分団に分かれて行われました。これから住民の生命と財産を守る使命を担う消防団員として、ご活躍いただくことを期待しています。

4月20日、65歳以上の方に対するクラギ文化ホールにおける新型コロナウイルスワクチン接種の予約が開始され、また5月6日からは済生会明和病院と三重ハートセンターにおける予約も開始されましたが、コールセンターへの電話がなかなかつながらない状況が続いたことをおわび申し上げます。

現在、個別医療機関における接種も実施されてきており、希望する皆様の接種を7月末までに終わられるよう、できる限りの取組を行っているところです。また、接種に関してご尽力をいただいております医療機関の皆様方に、心より感謝を申し上げます。

5月7日から27日にわたり、明和町小学校区編制にかかる基本計画（案）の説明会といたしまして、各小学校を会場とした第3回住民説明会と、町内の幼稚園・保育所・こども園を会場とした就学前児童の保護者対象の説明会を開催しました。

説明会では、基本計画（案）の基本方針として、新小学校の建設、校区及び規模についてや複式学級を有する修正小学校についての方針、小中一貫教育やコミュニティスクールの導入などを説明しました。

今後においては、今回の説明会でいただいた意見なども考慮し、必要に応じて基本計画（案）を修正し、正式に明和町小学校区編制に係る基本計画としていきたいと考えています。

5月10日から、遠距離通学をする児童の安全確保のため、齋宮小学校に通う平尾、東野の児童が町民バスでの通学を開始しました。子どもたちは自宅近くの停留所から乗車し、いつき茶屋の停留所で降りて、徒歩で齋宮小学校に向かいます。下校時は、齋宮小学校からいつき茶屋までは徒歩で、いつき茶屋からはそれぞれの停留所までバスで帰宅します。今後も実情に応じた通学の安全確保に努めてまいります。

5月22日と23日、町内の各小学校で運動会などが行われました。観覧人数を制限するなど、新型コロナウイルス感染予防対策を講じた上での開催となりましたが、児童たちは元気に楽しく競技に取り組まれていました。

6月1日、新型コロナウイルスワクチン接種を希望する65歳以上の方で、予約ができていない方などを対象に、町内5つのコミュニティセンターにおいて、ウェブ予約とキャンセル手続の支援を行いました。当日は、本庁職員を各施設に4人ずつ配置し、対応に当たらせていただきました。

そして、3月定例会以降からこの間、複数の個人、団体、企業様から明和町へたくさんのご寄附や備品などをご寄贈いただきました。ご厚意に対し、心から感謝を申し上げます。子どもたちの教育等のために活用させていただきます。ありがとうございました。

今年も例年これらの時期に開催されてきた多くの行事が、新型コロナウイルス感染症の影響により中止や延期となりました。このことは本当に残念なことであります。来年こそは無事に開催できるよう、このコロナ禍が終えんすることを心から願うばかりです。

次に、先の第1回定例会において、お認めいただいた各会計予算でございますが、議員の皆様から頂戴したご意見、ご提言を念頭に置き、執行しております。そして、国・県の動向に鑑み、繰越明許事業、継続事業も含め早期執行に向け、各課におきまして鋭意事業推進を図っているところでございます。

なお、本定例会の上程議案につきましては、教育委員会委員の任命同意が1件、専決処分した事件の承認が3件、繰越明許費計算書の報告が11件、三重県



市町公平委員会の共同設置に関する協議が1件、条例の一部改正が3件、そして令和3年度一般会計補正予算ほか4つの特別会計補正予算をお願いしています。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

今後も町民の皆様が安全・安心に日々暮らしを営んでいただけるよう、最大限の努力をしてまいりますので、議員の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます、行政報告とさせていただきます。

○議長（伊豆 千夜子） 続きます、まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課長（朝倉 正浩） 私からは、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、多気東部土地開発公社の決算報告をさせていただきます。

去る5月24日、明和町において令和3年度第1回理事会が開催され、令和2年度決算が審議され、原案どおり議決されました。

報告書の2ページの令和2年度の損益計算書をご覧ください。

I 事業収益の（1）公有地取得事業収益は185万6,000円、（2）土地造成事業収益は5億7,826万2,000円、（3）附帯等事業収益はゼロ円で、合計が5億8,011万8,000円でございます。

II の事業原価の（1）公有地取得事業原価は185万6,000円、（2）土地造成事業原価は5億7,826万2,000円、計が5億8,011万8,000円、事業収益から事業原価を差し引いて、事業総利益はゼロ円となっております。

III 販売費及び一般管理費は（1）公租公課費で県民税均等割の2万2,000円、町民税均等割の5万円の7万2,000円となっております。

（2）の役務費で残高証明書の発行手数料と口座振替手数料等の計が30万2,280円となっており、これらの計37万4,280円を事業総利益ゼロ円から差し引いた37万4,280円が事業損失となります。

IV の事業外収益の（1）出資金の基本利息、各事業に係る運用利息等の受取利息で8,253円、雑収益はゼロで、計8,253円となります。

V の事業外費用はゼロですので、これらの事業外収支を事業損失に加減いたしまして、経常損失は36万6,027円となります。

Ⅵの特別利益及びⅦ特別損失はいずれもゼロ円ですので、当期純損失及び当期損失は36万6,027円となりました。

以上が令和2年度損益計算書の内容でございます。

次に、3ページ、令和2年度貸借対照表をご覧ください。

資産の部のⅠ流動資産の(1)現金及び預金は1億8,050万7,743円で、8ページの決算附属明細書の1、現金及び預金明細表に記載のとおりでございます。

(2)の事業未収金につきましてはゼロ円、同じく8ページの4、事業未収金明細表の期末残高となります。

(3)の公有用地につきましては2億9,022万6,145円で、8ページの2、公有用地明細表の合計欄のとおりとなります。

(4)の完成土地等につきましては7億8,218万2,301円で、8ページの3、完成土地等明細表のとおりとなり、流動資産合計は12億5,291万6,189円となります。

Ⅱの固定資産の(1)有形固定資産及び(2)の無形固定資産はともに該当資産がないためゼロ円、(3)の投資その他資産、(ア)の出資金は400万円で、明和町、多気町それぞれ200万円ずつ出資しております。固定資産の合計は400万円、資産合計は12億5,691万6,189円となります。

負債の部のⅠ流動負債の(1)未払金は759万円、(2)の短期預かり金は75万9,000円で、こちらの明細は8ページの6、短期預かり金明細表のとおりで、流動負債合計は834万9,000円となります。

Ⅱの固定負債の(1)長期借入金は12億1,200万600円で、こちらの明細は8ページの7、長期借入金明細表のとおりでございます。

よって、負債合計は12億2,034万9,600円となります。

次に、資本の部のⅠ資本金の(1)基本財産で400万円で、出資金と同額を基本財産となります。

Ⅱの準備金の(1)前期繰越準備金は3,293万2,616円、(2)の当期純損失は36万6,027円、準備金合計は3,256万6,589円、資本合計は3,656万6,589円と

なります。

負債・資本合計が12億5,691万6,189円となり、この金額は資産合計と一致しております。

以上が令和2年度の貸借対照表の内容となります。

4ページはキャッシュフロー計算書ですので、後ほどご覧をいただきたいと思います。

5ページの監査報告につきましては、説明を省略をさせていただきます。

以上をもちまして、令和2年度多気東部土地開発公社の決算報告を終わります。

○議長（伊豆 千夜子） 以上で、日程第4 行政報告を終わります。

---

#### ◎一般質問

○議長（伊豆 千夜子） 日程第5 「一般質問」を行います。

一般質問は、6名の方より通告されております。

許可したいと思います。

#### 11番 山内 理 議員

○議長（伊豆 千夜子） 1番通告者は、山内理議員であります。

質問項目は、「明和町の観光について」「小学校区編制について」の2点であります。

山内理議員、登壇願います。

（11番 山内 理議員 登壇）

○11番（山内 理） おはようございます。

ただいま議長より登壇のお許しが出ましたので、通告に従い質問させていただきます。

観光地明和町への取組についてと小学校統合についての2点で質問させていただきます。

まず、観光地明和町への取組についてお伺いします。

国史跡齋宮跡の指定を受けて42年、史跡の管理、保存、発掘調査、解明などが主たる目的ではなかったかと思えます。平成27年春に文化庁より「日本遺産」に認定され、秋に「さいくう平安の杜」が完成しました。

齋宮跡を観光資源として積極的に国内外へ発信し活用すると、その方向性が示され、ラッピングした電車やバス、特別番組も放送されました。時にサザエさんにも登場いたしました。このあたりから、その「観光」という言葉が表に出始めたのではないかと思われます。

お客様も随分来ていただけるようになりました。ただ、まだ何か足りないように思います。一般的に観光地と言えば、「食べる、泊まる、遊ぶ、お土産」などが整備され、楽しさ満喫といったところでしょうか。

残念ながら我が町明和町には、それがかなり少ないようにあります。正確にはいつき茶屋で食べるとお土産が売っておられます。それと博物館のところにもあります。ただ、一般的な観光地ということからすると、かなり少ないと言わざるを得ません。

いずれにせよ、世古口町長の考えていらっしゃる観光地明和町というものは、どういうものかを具体的にお聞きしたいと思います。この手の質問は、以前から私だけではなく、他の議員さんからも幾度となく質問されております。ですので、今回は特に掘り下げて、具体的にお聞かせ願えればと思います。

ただ、その問題も以前から分かっているんですけども「食べる、泊まる」ということなんです、史跡内というのは非常に難しいということも、もう充分私どもも承知しております。では、史跡外も含めて町内に観光客向けの施設はできないのかということら辺もはっきりご答弁いただければと思います。

また、そもそも明和町が目指す観光とは、結局今まで一般的な観光地を目指すかということ、なかなかそれは難しいという答えが、今までの質問でももらっていただいております。ならば、斎王様を核として、その文化に触れていただく、歴史に思いをはせていただく、また、はるか悠久の斎王制度に身を置いていただく、つまり愉しんでいただく、これが明和町の観光であると考えていらっしゃるのかをお聞きしたいと思います。

ならば、もしそうであれば、古くから文献にもありますように「竹の都斎宮」と言われておりますし、また初代斎王の大来皇女の館そばには「花園」があったというふうに聞いております。そうしたら、この「竹の都と花園」を再現ということも、またまたできるのではないのでしょうか。もちろん、この当時の花園の花の種類と現在の花は若干、かなり違いますので、そこまでこだわるのかどうかは別として、花園ができればいいのかなと、私とか単純に望みます。

また、このことも、この花を扱うということも、他の議員からも、今までも何度となく、幾度となくこういう質問が上がっております。ですから、今回はそれができるのか、できないのか、はたまたしないのか、もっと掘り下げて具体的な、世古口町長の観光地明和町の具体的な考えをお聞かせいただければと思います。よろしく申し上げます。

○議長（伊豆 千夜子） 山内理議員の質問が終わりました。

これに対して答弁願います。

町長。

○町長（世古口 哲哉） 山内議員のほうから、観光地明和町の考えということでご質問をいただきました。

斎宮跡の施設整備につきましては、博物館をはじめといたしまして体験館、それから平安の杜、茶屋や交流センター、それから斎宮跡地内の環境整備など、主要箇所ハード的な整備につきましては、かなり進んできたというふうに思っております。しかしながら、議員のおっしゃるとおり、食べる、泊まるなどの施設が少ないのは事実であります。

その理由の一つといたしましては、当初の頃は史跡整備についての文化庁の考え方については、保存活用というのが大前提となってきたというのが挙げられると思います。そうした中での整備ということで、現在のような整備の形を進めてきたところでもあります。しかしながら、近年では、文化庁のほうも活用のほうにも力を入れるようになってきたところ です。

そのような中で、今年の5月には、文化振興を観光振興や地域活性化につなげ、これによる経済効果が文化振興に再投資される循環を創出されることを目的とした文化観光振興法も施行されたところです。こうした転機を好機と捉え、今後はより史跡や文化財資源などの今ある資源を活用し、明和町の観光振興を図っていききたいと考えています。

食べるところにつきましては、いつき茶屋の活用をはじめ、旧参宮街道などの空き家等を活用した新たな飲食施設の誘致なども検討していききたいと考えています。

また、この6月の補正でお願いしているキッチンカーの導入支援などを通して、出店していただく方の掘り起こしもしていききたいと考えています。

宿泊の関係につきましては、大きな宿泊施設を誘致できればいいと思うところでもありますけれども、現状の来訪者数では厳しいというふうにも感じておりますので、まずはやはり空き家の活用について考えていききたいと思ひますし、現在、農泊や民泊を行っていただいている方々との連携も深めていくことが必要というふうにも思っています。

さらに、今年度から大淀キャンプ場も通年営業としますので、海の資源も活用し、集客を図っていききたいというふうにも考えています。

花園地区の再現のご提案もいただきましたけれども、現在、花園地区の近くの祓戸地区の神宮橋のたもとに祓戸広場を整備しているところです。この周辺の散策道の整備を行うことにより、漕代駅から平安の杜までの回遊性を高めて集客を図っていききたいというふうにも考えております。

そして、そのルート上にある既に公有地化している土地に花を植えて楽しん

でいただくことも考えているところです。既に現在も春にはナバナ、秋にはコスモスを植えていただいておりますが、このような取組をより推進していければというふうに思っています。

このような齋宮跡を中心とした取組を通して、明和町に何度も来たいと思ってもらえるリピーターを増やす観光を目指していきたいと考えています。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁が終わりました。

山内理議員、再質問ございますか。

山内議員。

○11番（山内 理） ありがとうございます。

今回、言っていただいたのが、参宮街道の空き家を活用してということです。

ただ、これ先ほど、どうしても昔からそうなんですけれども、どうしても文化庁という名前が出てくると、もう制約が決まってしまってなかなか難しいと、でも、先ほど町長の答弁がありましたように、その文化庁も少しずつ変わってきて、活用というふうに変化があったという、これは喜ばしいことだったと思いますし、それから神宮橋から祓戸で公有地に花をするという計画というのも大いにぜひ実現してほしいと思います。

というのは、もちろん、もうみんなよく知っていることですがけれども、今年からかな、竹神社の花手水もそうですけれども、もちろんあれは氏子さんたち、また地元の人たちのすごい努力によって、いつ行ってもきれいにしてみえるし、それから花は花で、きちっと土日お客さんに向けてきれいにみただけのように、非常に皆さん苦勞していただいております。だから、それで随分お客さんが増えた。お客さんが増えたというか、あれですけれども、来ていただくようになった。

やっぱり、先ほど最初の僕のあれにありましたように、ラッピングカーやサザエさんもいいけれども、やっぱり地元に花があるという随分違うように思います。だからある意味、こんな言い方はあれですけれども、一番少ない予算で効果を発揮できるのは、やっぱり花なんじゃないかなというふうに、もうこ

れ近年の様子を見ていると、もう答えが出てきたように思うんです。

そういうのは、今、町長のおっしゃっていただいて、祓戸からつくっていたくのは、ぜひやっていただきたいですし、今現在も、この間も西脇殿のところでフジバカマをつくっておるといふか、育ててみえるんだけれども、今年は特に出来がいいそうです。喜んでみえました。恐らくアサギマダラのチョウチョもたくさん飛来してくれるにちやうかと、非常に皆さんも喜んでみえるし、だからそういう姿を見ると、本当に地元の人たちが、小さいことですが、少しでも大きな活動やと思うんです。

逆にそれを見ていて思うんですが、町として、そういうところにやっぱり予算というのは組んでもらうとるんでしょうか。あの人たちは、ある程度予算もらってやるとるのか、そこまでは深くちょっと聞いてなかったんですが、できたらそういうところも含めて、もちろん町がやる。ちょっと大規模というよりかどうか規模の大きなもの、それから竹神社も含めて、地元の人たちがこつこつと、お客さんが来ていただけることを望んで努力してみえます。

だから、そういうところにもちょっと町が本腰上げて、予算の分配などをしていただいて、そうするともっともっと花が広がるんじゃないかと、勝手な推測をするんですが、ちなみにその辺は予算というのは、町は考えてみえるのか、その点だけちょっと質問、ご回答をお願いいたします。

○議長（伊豆 千夜子） 山内議員の再質問に対する答弁、斎宮跡・文化観光課長。

○斎宮跡・文化観光課長（松井 友吾） おっしゃってました花につきましては、今現在、補助金で実際管理費も含めて花代のほうを出していただいているところがございます。

今後、その中で、予算の範囲内で増やすことができれば一番よろしいですが、ぜひ今、町長おっしゃった花を増やしていくというふうな話で、今の内容で少なければ、検討をしていきたいというふうに考えております。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁終わりました。

再質問ございますか。



山内議員。

○11番（山内 理） 課長、予算の範囲内、もちろんそうです。予算の範囲内でいいけれど、その予算の範囲内が十分かどうかの問題なんですね。

これ私、見ててそう思うんですが、もうちょっと予算をこの際取っていただいて、先ほど町長が言われましたように、祓戸から花をたくさんしていけばという構想を持ってみえるんで、その構想と一緒に祓戸だけでなく、平安の杜を含めてお客さんみえるので、竹神社も含めてそうですけれども、そういうのを花でいっぱいということ、ちょっと今ある予算の中で範囲内かというと、恐らく今までと変わらんとするんです。今ある予算の範囲内は。

だから、新たにそういう予算を設けていただいて、大々的に、みんなが花に囲まれてという形をしていただければと思うので、今聞いたんですけれども、これはぜひ今度は町長ですけれども、要望でいいんですけれども、そういうことを、やっぱりさっき文化庁のほうも変わってきて活用という方向になりましたということをおっしゃっていただいたので、この際、そんな莫大な予算は要らないと思うので、私の勝手に申し訳ないですけれども、そういうのをもうちょっと花というものにターゲットを絞って予算組みしていただければと思います。ぜひお願いしたいと思うんです。

特に、食べる、泊まるは、どうしてもいつき茶屋を活用してとおっしゃったんですけれども、もちろんいつき茶屋を活用する、大いに結構なことなんです。どうしても史跡内のレストランといいますか、食べるところというのは、ちょっと今の文化庁じゃないですけれども、どうも制限があって、幾ら活用といっても限りがあると思うんです。

これは、逆に今度は私の言うのは、ある意味夢物語かもしれませんが、史跡外へ観光拠点のようなものを、例えばたまたま、あくまでイメージの話ですけれども、道の駅という話がありましたね。これは国道沿いという制約があるので、こんな齋宮の真ん中へ持ってこれないんでしょうけれども、そういう拠点となるようなところを施設外へ造るという構想というのは、もちろんこれ

はかなりの莫大なお金があるので、今すぐお願いしますというようなことは言えないんですが、そういう構想も含めて町長がはっきり持っているのか、いやいやこれはとても夢物語で無理な話ですよとおっしゃるのか、そこだけちょっと確認だけさせてください。よろしくお願いします。

○議長（伊豆 千夜子） 再質問に対する答弁、町長。

○町長（世古口 哲哉） まず初め、花の関係につきましては、斎宮跡の保存協会のほうでいろいろ管理してもらっていますので、そちらのほうとまた一度話をさせてもらって、四季折々に花ができればいいかなと思っています。

できれば、祓戸のほうのところは、ちょっとビオトープの関係でちょっと整備させてもらうんですけども、今現在、ナバナとかコスモス植えてもろうとところ辺のところ、近鉄からもよく見えるところ、花で四季飾れないかなということで、ちょっと一度またお話をさせていただきたいというふうに思います。

それに対する費用というのが、どれだけになるのかということなんですけれども、あまり費用かけずになるんなら、できるだけそういう形を取ればなというふうに思っています。

食べる場所につきましては、やはり旧参宮街道沿いのところの空き家とかを活用できないかというのをすごく考えております。

それと、あと一つは駅前です。斎宮の駅前のところをどうにかできないかと思っております。

その中で、今回、観光商社のほうで国の補助金を使って、あそこへのにぎわいを出すような補助金も認可をいただいたということでありますので、ちょっと話をしながら、観光商社のほうとも、うまく活用して、そういう参宮街道沿いにそういう食べる場所とかができればいいなというふうに思っておりますので、まずはそういった形で進めていきたいなと思っております。

茶屋のほうもできる限りの活用ということで、またこちらも保存協会さんのほうと話をさせてもらいながらいきたいなと思っております。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

山内議員。

○11番（山内 理） 今も町長のほうから、商社の話が、後から出てくるんですけども、でも、それ私も聞いたときに、非常にいいことなので、これがうまく地元との皆さんと協働しながらいければ、これを機会にぐっとよくなるんじゃないかなと。

そこで、そういう町長のおっしゃるその開発の中に、空き家活用したレストランなり、また花なり、また竹神社までの足、その予算が伸びるかどうかわかりませんが、竹神社ももう少しもっと予算立てできるとかいうふうなことになれば、非常にいいのかなと、ぜひともそれは成功させてほしいというか、いいことですので、よろしくお願ひしたいと思います。

ですから、町長の考えにあるというふうに理解してよろしいですね。そういうふうにつくっていきたいということ。ただ、予算のかかることですから、すぐにはできないんでしょうけれども、取りあえずは今言われた観光商社の件があるので、それを当面はうまく活用してやっていただけるというふうに理解しておりますので、期待しております。

続きまして、先ほども出てきましたけれども、登場してくるのは観光商社ということになるんですが、観光商社のホームページには、一般財団法人明和観光商社は三重県明和町に基盤を置き、明和町の地域資源を活用した行政、企業、団体、個人と連携して観光と健康をテーマに事業を推進する組織であると書いてあります。

また、この3月に町が出した「明和町観光振興計画」の第1ページの第1章のところに、「計画の目的」の中段付近に、平成31年2月には明和町内「観光」×「健康」×「物産」をテーマに事業を進める一般社団法人明和観光商社が設立、令和2年10月に観光庁より観光地域づくり法人（DMO）として登録されましたとあります。

つまり、これはもう明和町が設立した一般社団法人明和観光商社と理解できると思います。もしこれ訂正が必要なら、また答弁のときに訂正してください。

ここ2～3年、観光商社がいろいろな企画やイベントなどで盛り上げていただいておりますが、記憶に新しいのは、この2月に「プロジェクションマッピング」と西脇殿での「齋宮レストラン」などなどがあります。

また、齋宮跡から出された地域創生推進交付金事業には、ワカモノ夢公募イベント、観光商社魅力アップ事業、ヘルスツーリズム普及拡大・広域公益連携事業、観光商品開発事業、空き家利活用、農泊・民泊推進事業などと齋宮跡の事業と観光商社の事業の境がないぐらい事業があります。

ただ、これ観光商社が補助金を活用して明和町に活力を与えてもらったり、明和町が活気づく、それはそれで非常にありがたい、いいことだと思っておりますが、ただ、観光商社を設立したときに、設立して3年間の間に利益の上がる事業体となって、いわゆる独り立ちできる会社、企業になっていただくというふうに、私たち説明を受けておりました。

それで、それまでの間は旧なりひら保育所に間借りをするという状態、3年後には、町内のどこかに事務所を出していただく、そういう説明のように記憶しております。となると、今年はその3年目を迎えます。業績はどうなんだろう、黒字になっているんでしょうか、利益はというふうに、どうしても気になってきます。

来年、令和4年度は、事務所はどこに構えるのかということはどうしてもお聞きしたくなるので、早速その辺のところを具体的にお聞かせください。よろしく申し上げます。

○議長（伊豆 千夜子） 山内議員の質問に対する、答弁。

齋宮跡・文化観光課長。

○齋宮跡・文化観光課長（松井 友吾） 明和観光商社の背景といいますか、でき上がりについて、ちょっとご説明をさせていただきたいと思います。

明和観光商社の設立の背景としましては、明和町DMO研究会を中心に、地

方創生事業を活用して、2か年をかけて研究と実践を重ねてまいりました。その後、観光庁からのご指導の下、観光DMO会議を設立し、平成31年1月に一般社団法人明和観光商社を設立をいたしました。

同年度に登録DMOの候補法人として、観光庁へ申請を行い、その後、候補法人として認定をされ、令和2年10月に観光づくり法人DMOとして正式認定を受けたところでございます。

観光商社の事業と町の事業との境目が分かりにくいというご指摘でございますが、商社の設立の目的は、明和町の地域資源を活用し、行政、企業、団体、個人と連携をして、観光と健康をテーマに推進する滞在交流型プログラムや商品を開発している地域住民及び来訪客に対して提供することで、まちづくり全体に寄与していくということを想定し、全国の地方創生の一助となるような取組の実施や、町民が誇りと愛着を持つ地域づくり、町内の産業振興に寄与するマーケティング活動等を積極的に、自主的に行うというのが、商社設立の目的でありますので、当然のこととしまして、町とともに協働なり連携をして行う事業が多くなるということになりますので、ご理解をいただきたいというふうに思っております。

現在、明和観光商社は、3年間の地方創生事業を中心に事業展開を行っているところでありますが、現在の地方創生事業が終わる来年度以降の事業展開をどのようにしていくのか検討しているところでございます。町も入って、商社とともに一緒になって検討していきたいというふうに思っております。

また、事務所の問題につきましては、3年間をめどとして貸すという話でありまして、3年たてばすぐに出ていってもらうという話ではちょっとございませんので、よろしく申し上げます。ほかの場所に適当な場所が見つければ、そこに移転をしていただければと思いますが、見つからない場合には継続をして貸していくことも必要である考えでありますので、よろしくお願いをいたしたいというふうに思います。

以上です。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁終わりました。

山内議員、再質問ございますか。

山内議員。

○11番（山内 理） これ私の声って聞こえてますか。ちょっと課長、もうちょっと大きな声でボリューム上げていただけると、聞こえづらいので、よろしくをお願いします。

ボリュームも聞こえづらきゃ、中身もいまいち分からんというのが、今、状況なんですけど、聞きたいのは、すぐさまなりひらを出てくんかとか、出ていけとか、そういう話じゃなくて、やっぱりその業績ですよ。なかなかそれを、3年前の説明からいくと、あくまでも一般企業というような説明をされてたので、その当時、私もほかの議員さんも言われたけれども、なかなか設立して黒字を生んでいくなんて、利益を生むなんて、並大抵なことじゃない、難しいですよと、できるんですかみたいな私も質問したことを記憶しておるんですけども、だから観光商社が利益というのは立っておるのかどうなのか。

例えば国の補助金、これけなすんじゃない、誤解のないように、いいことやと思っとるんで、国から補助金もらった、業務しますね。ところが、なかなかその中から利益を上げるというのは、非常に難しいように思うんです。見ていると、どうやって利益上げとるんやろなというのが、非常に疑問に思うんです。

だから、先ほど言いましたように、いろいろな地方創生事業で、商社がやっていただくのは大いに結構なんやけど、これで、この中から事業利益はどう上がってくるんやろというのが、内心あるんです。

なので、やっぱり利益が上がらんことには、次のステップへ商社そのものが行けないじゃないですか、利益上がらんと。最も、じゃ、利益はなしで、変な言い方やけど、なしで補助金もらってずっとやっていくというなら、それはそれで、それもありなのかなと思うんですが、どうしても最初が独り立ちという、失礼な言い方をすれば、大きな風呂敷広げられて説明我々受けたので、利益どうなんやろなと、この状態で利益上がるとるはずないのになというふうに思い

ます。なので、業績はどうなんですかと、3年目になりますのでね、だから聞いたんです。その辺の業績というのをもう一度、要するに利益ですよ、上げられているのか、もし上げられてなかったら、今後どういう形で商社さんは生きていくのかということですよ。

それと、もう1点気になるのが、やっぱり利益上がらんということは、商社として社員を抱えられないと、人件費払うことができませんからね。だからそういうふうにも関連、我々のその一般からするとですよ、やっぱり利益上げないことには社員雇えやん、人件費払えやんので、それどうなっているんやろという形で、答弁はどちらからでも結構ですので具体的によろしくお願いします。

○議長（伊豆 千夜子） 再質問に対する答弁、まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課長（朝倉 正浩） ご質問いただきました観光商社の経営について、ちょっと地方創生担当でもございますので、私、まちづくりのほうから答弁させていただきます。

当初言われましたように3年間、いわゆる地方創生事業3年間で自走していただく、企業というか、事業所という形で、一般社団法人として、しっかり自走していただくというのが目的でございます。

今、ご質問ありましたように、観光商社の収益体制なんですが、本来ですと、松井課長申しました観光の牽引役として、しっかり収益を上げていくということが大前提であります。ただ、いろいろご心配いただいておりますように、なかなか難しい点がありますが、現時点では、もう一つふるさと納税の受託事業というのもしていただいております、そのあたりが比較的好調のこともあり、商社として今すぐ経営的に課題とか、そういったことはないというふうに伺っています。

ただ、ふるさと納税もどうなるか、今後分からない点もあり、本来のDMOとしての収益体制をしっかり確立するということが大事になりますので、その点は、今後は多分町全体として、商社としっかり詰めていくことになりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

山内議員。

○11番（山内 理） ですよね。ですよねって変ですけども、結局は実際そうなんです。利益なんて簡単に、会社立ち上げてすぐ利益上がるなんて、そんな世の中甘いことじゃないので、もう最初から想像どおりということになります。我々も今思っているのは、恐らく町からふるさと納税の、あれは利益になるんだろうなと思います。

だから、つまりは何が言いたいかというと、なかなか、補助金もらって、いろいろやってくれる、これありがたいことです。その斎宮駅の南側ですか、あの開発も非常にありがたいことですし、それもやって、なおかつ自身の利益も上げていけって言うのは、非常にこれ、逆にかなりハードルが高くならへんのかなと、難しいと思うんです。

だから、我々も言うのは、利益どうなってんねんと聞くのは簡単やけど、これやる側にもし回ったら大変というのは重々分かっていますので、そんなに甘くないと思いますし、ただ、そうなってくると、観光商社のその扱いという言い方は失礼になりますが、扱いというか、町とのその絡みですね。その辺をもうちょっと考えて直してみてもうどうかなと思うのですが、これ以前に、何かのときにお聞きしたときに、観光商社さんのことに対して、もうちょっと町は、それこそ利益も含めてやけど、関与できないのかというふうに聞いたこと、私あるんです。

そうしたら、そのときは、総務省やったかどっかの管轄なので、明和町が直接関与することはできませんというふうなことを言われたように記憶しております。私の記憶なんて当てになりませんが。

ただ、先ほども言いましたように、観光商社さんに利益だけを求めて、ああせよ、こうせよというのも難しいと思うので、この際、町と観光商社さんの関係の在り方をもっと、今までも綿密に行われとるので、考え直されてはいかが



と思います。

そのDMO法人ということネットを調べてみると、観光地域づくり法人は、「地域の稼ぐ力」を引き出すとともに、地域への誇りや愛着を醸成する、難しいこと書いてあります。要は何やというと、地域の人と多様な関係者の合意形成を持ちながら、それから地域の方々と協働しながらということが書かれておりました。

結局は、ちょっと今から非常に微妙なところに入っていくんですが、観光商社さんは、いろいろとイベントやっておられるんですが、なかなか、もちろん町民の方に評価もいただいております。それ知っております。だけど、もちろん一部の方ですけれども、一部の方からは、まだまだ認知されてないというのを非常に感じるんです。これは多分、非常に難しい部分なんですけど、ただ、商社そのものは、やってくれることは、そのプロジェクションマッピングもそうですけど、いろんなこともそうですけど、技術的にもすごいことやってくれますよ、なかなか我々では想像もできんことをやっていたいただいておりますが、ただただちょっとかけ離れ過ぎとるのか、地元の方とのその温度差というか、それを非常に感じるが多々あるんです。

だから、その辺も踏まえて、先ほど言いましたように、もう観光商社さんというふうな、別という形じゃなくて、もっと町との密接な関係を逆に行政のほうから町民さんにアピールしてもらうて、ともに町を盛り上げていくという方向のほうがいいんじゃないかなと、今のままやと、どうしてもハダハダするところがあります。一部ですよ、全部じゃないです、一部のところに感じるの、それを何とかいい方向にしていただければと思うんです。

特に、現場の課長としては、それをよく感じるんだと思うんですけれども、その辺、課長としては今後どうすべきかというのを、もし考えがあったら、課長としての考えを教えてください。

○議長（伊豆 千夜子） 質問に対する答弁、斎宮跡・文化観光課長。

○齋宮跡・文化観光課長（松井 友吾） 多様な関係者との合意形成が図れていなかったのではというふうなご指摘でございますが、この点につきましては、関係者の皆様に連絡等が行き届かなかったところもあったかと思っております。しかしながら、このことは、町として責任があるというふうに思っておりますので、今後改善を図っていききたいというふうに考えております。

そうした中で、今年度から齋宮跡関連の公共的な団体と定期的な連絡会議を開催をしていきたいというふうに考えているところです。

観光商社の取組がまだまだ町民の皆さんから評価をされていないというご指摘でございますが、昨年度はコロナの関係もありまして、広くイベント等を周知することができず、実証実験的にイベントを行わざるを得なかったというふうなということでご理解をいただきたいというふうに思います。

しかしながら、議員もおっしゃっていただきましたように、町ではできないすごいことをやっていただいておりますので、この実績を今後につなげていきたいというふうに思っております。コロナの状況にもよりますが、コロナ後は多くの皆様にしっかりと周知をして、態勢を取っていききたいというふうに考えています。明和観光商社がさらに評価をいただきますよう、町としてもしっかりとサポートをしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁終わりました。

再質問ございますか。

山内議員。

○11番（山内 理） 今課長言っていたように、要するに一言で言うなればコミュニケーション不足だと思うんです。

観光商社さんがやっていることはすごいけれども、このことをやりなさい、はいやりますと、一方的に言われても、なかなか現場の方としては受け入れづらいところも多々あったと思うんです、もちろん想像ですけども。今後は、その辺を取り除くために、先ほど課長おっしゃってくれたように、十分協議を

しながらコミュニケーションを取って、進めていってください。でないと、せっかく片方で受けて、国から予算も、それこそ今度齋宮跡、私、あれは随分期待しとるんですけれども、持ってきていただいて、やってくれるというのだから、それをぜひとも、今度はみんながよかったよな、すごいよなと手放しで喜べるようにしてほしいと思います。これはもう、コミュニケーション、まず課長取っていただかんと、なかなか難しいと思うので、よろしくをお願いします。

時間もありますので、次に行きます。じゃ、その辺はくれぐれもよろしく願いしたいと思います。

それでは、2問目の小学校の統合問題についてお伺いいたします。詳しくはほかの議員さんからも質問があると思いますので、私の場合は、中学校第2グラウンド付近に、付近というか第2グラウンドに統合小学校を建てるということです。そうすると、現在第2グラウンドで活動している中学校の野球部、サッカー部、ソフトボール部、またスポーツ少年団の明和FC（サッカーの）、ソフトボールの雅、この方たちはどこで活動すればいいのかなというので、それを考えていただいとると思いますので、このクラブがどこでどうするのか、場所を教えてくださいたいと思います。

また、説明会もこの間ありましたけれども、この辺のところについての説明はしておられないように思うので、もちろん町民さんは、小学校の統合という問題が頭にありますので、中学校のクラブの話までは及ばないので、質問もないのかなと。それなら、中学校の先生方、少なくとも今の現中学校の先生方には、将来こうですよということを説明してみえるのかなというのも疑問に思います。

以前は、教育長にお伺いした時に、その辺どうですかと質問したら、教育長は、我が明和中学校は、三重県下でも誇れるほどのスポーツの面積を有していますというふうにおっしゃっておいりました。ところが、第2グラウンドがなくなると、誇ることもできなくなりますので、それはどうされるんでしょうかということ。

それから、これはもう、今からちょっと半分嫌味ですけれども、教育長に、中学生ともなりますと、これからは運動というよりも高校受験というのが現実問題、親御さんのほうは受験というふうに重きを置くんでしょうけれども、でもやはり、グラウンドがなくなるというのは非常に寂しい思いがします。

まだ、それ説明されていないのだから、中学校や中学校の保護者の皆さんの反応は聞いても分からないのかなとは思いますが、ただ、私自身は、学生当時、勉強よりも運動そのもので存在感を出しておりましたので、グラウンドがなくなると、自分の居場所がなくなるようで、非常に寂しい思いでなりません。

なので、教育長の考えの、教育長は学生の本分は勉強のみやお考えなら、それはそれで結構なんです。だったら、今度は、今後は本分は勉強と、勉強さえしていればいいというふうに思っていたければいいのですが、ただ自分自身が居場所であったグラウンドがなくなるというのは、非常に寂しい、心の痛むところですので、意地悪な質問ですが、この辺は、教育長、はっきりどうお考えか、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（伊豆 千夜子） 山内議員の質問に対する答弁、教育長。

○教育長（下村 良次） 部活動は本来、運動部、文化部それぞれございますけれども、運動部におきましては、現在、中学校第2グラウンドは野球部、ソフトボール部、サッカー部が部活動に使用し、部活動が休みの日には、主に土日が中心になりますけれども、スポーツ少年団、サッカー、そしてソフトボールの練習や練習試合などを行っている現状がございます。

再編小学校は、令和8年4月開校予定です。令和6年度早々に建設工事に着手する見込みですので、実質令和6年度から中学校の部活動、またスポーツ少年団の練習で第2グラウンドは使用できなくなりますといたしますか、非常にしにくくなる状況になろうかと思っております。

このような計画に対し、山内議員同様に、現在利用している人たちはどうなるのかという質問を、第1回の住民説明会でいただきました。第2回説明会では、Q&Aという形で、新しい中学校グラウンドや廃校になる小学校グラウン

どの活用等を、現時点での考え方として述べさせてもらってきております。

明和中学校の第1グラウンドは、昨年度整備工事を終えまして、3月後半から使用を開始し、陸上部がほぼ単独で、第1グラウンドについては使用しておるような状況でございます。

第2グラウンドができる以前、ちょうど20年ほど前になります。この時は、今よりも当然のように生徒数も多かったわけですが、同時にサッカー部もございませんでした。ですが、その第1グラウンドで複数競技の部活動を行っていましたが、やはり安全性、そして安心して練習に臨める環境を考えると、野球部、ソフト部、サッカー部の活動を同時に行うのは難しく、また、20年、この環境に慣れ親しんできたことを考えますと、別の練習場所の確保が必要だと考えております。

中学校第2グラウンドにつきましては、令和6年度着工予定の再編小学校の建設工事において、小学校グラウンドとして配置するエリアを工事箇所と分断をして、しっかりと安全対策を取った上で使用することは可能かなと考えております。

再編小学校の、このグラウンド面積につきましては、20年後の第2期再編時にも考慮し、広い面積を有しておりますので、令和8年に再編小学校開校後についても、放課後にそちらの運動場を利用できないかなというふうなことも、考えの一つとしては、可能性としては持っております。

また、明和町総合グラウンドにつきましても、一昨年、国体準備のために第2グラウンド工事の際には、野球部が一定期間、約2か月でしたけれども、利用しておりました。その経験からも、安全上の問題とかいろいろあるかとは思いますが、少し移動が必要ですが、野球部、またソフトボールの部活動は可能なのではないかなというふうなことも考えております。

そして、再編小学校開校後は、跡地利用との関係がございますけれども、廃校となる小学校のグラウンドの活用も可能性はあると考えます。

現在、第2グラウンドを利用して実施をしているスポーツ少年団についても、

これらの場所を利用し、練習できる環境を整えたいと思っております。

それから、山内議員からは、住民説明会で説明あったのかということと、中学保護者の反応等々はつかんでおるものはあるのかというご質問をいただきました。

中学校第2グラウンドが使えなくなる場合の対応策につきましては、中学生や保護者らを対象とした説明会は特別に行っておりません。ただ、明和中学校の前校長先生方、それから現在の北村校長先生と、部活動の運用の方向を含めていろんな情報共有は図りながら、こんなこと可能かなとかいう相談はずっと続けさせてもらっております。

今後は、こうした、もう一つ利用者向けの情報発信、議員からご質問いただいたように、心配に対しての回答は、こういうふうなこと考えておるよというふうなことは発信していく必要はあるのかなと考えております。

そしてまた、大変厳しいご質問をいただきました。学生の本分は勉強かということなんですけれども、第2グラウンドがなくなるということで、運動よりも勉強かというふうなご質問をいただきました。

決して部活動をおろそかにする考えはございません。どちらも重要ですし、欠けたらいけないものやと受け止めております。

当然のように、教科書を扱う勉強だけが勉強だけではございませんし、教育活動全て、やはり部活動、そしてまた行事も含めて、あらゆる教育活動が指導要領にも設けさせてもろとる、生きる力の根源になる教育活動等は全て勉強と捉えておりますので、そのように理解しておるということをお願いしたいと思います。

明和中学校は、やはりこれまで第1グラウンド、第2グラウンドで陸上部、野球部、ソフトボール部、サッカー部が別々に練習できる県内最大級の面積を有しています。これがもう本当に当校の、ある意味の大きな特色ですし、私も以前、県下でも有数ですよというお話をさせてもろてきました。

明和町の小学校、ただ、明和町の小学校区再編という、こういう大きな流れ

の中で、これまでと比べると、やはり少し手狭にもなりますし、不自由感もきつと感じることもあろうかとは思いますが、中学校の校舎建築、そしてまたグラウンドもリニューアルをして、新しい環境の中で、それぞれの場で工夫も凝らし、勉強に、またそれから運動にも励んでもらいたいなと思っていますし、変な話ですけども、それもまた勉強なのかなと思っていますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

山内議員。

○11番（山内 理） 大変意地悪な質問で申し訳ありませんでした。

でも、考えていただくというのは、非常に重要かと思います。もちろん、小学校という、その統合という、その方向で説明会も終わってしまうし、なかなか中学校のグラウンドまでというのは、どうしても意識が行かないので、だけれども、やはり考えていただいとることが非常に大事かなと思うので、先ほど教育長言われたように、実際、第2グラウンドは令和6年から工期が始まってしまうと、もう完全に使えなくなるし。それから、例えば上御糸小学校の運動場とか使おうと思っても、これは令和8年、新小学校が開始せんことには空けられないので、例えば6年、7年、2年やないか、3年やないかとおっしゃっても、でも1年生で入学した子は、もうそれで卒業してしまうので、その間全くないということになるので。だから何がしか、先ほど教育長も言われたように、不自由は、これはもうやむを得んと思うんです、不自由というのは。今のような調子ではいかんけれども、でも、こういうことを考えておるといふうに、逆に今後、説明会でもしっかりとアピールしていただかんと、やはり町民さんからすると、考えていないというのが一番不安になるし、考えていただいとると、こちらも安心できるので、まだまだこれは、令和8年まで時間が、開校は令和8年やけれども、工事が始まるまで時間がありますので、何らかの対策、いい方向というのを見つけていただいて、子どもたちがやはり元気で運

動できるような形を、ぜひともこれ、考えてほしいんです。

恐らく、そのような質問も、実はもう来とるんです、どうなるんや中学校はということがあるので、そのときにはいろいろな形を考えてあげてください。じゃないと、やはりその辺が、もういよいよ、だんだん具体化しているのに、まだいまだにその辺が分からんというのでは非常にまずいので、はっきり何年にはこうなってああなって、何クラブはどこにしますと、それからスポ少の明和FCはどこ使います、何使いますというふうに言えるように、これは本当に早急に考えていただきたいと思います。

考えていただいて、変更になる分は、これやむを得ないので、でも考えていないのが一番あかんと思いますので、ぜひ考えてあげてください。

それはもう、よろしく願いするとしまして、続きまして、説明会におきまして、これ統合問題の時に、ささふえ保育所というのが一緒に統合するという話が出てきました。

説明会、私もお邪魔しとったんですけれども、よくよく考えてみたら、ささふえ保育所の保護者さんというのは、まだまだ今現在、該当者がおるわけがないので、年齢が低いから、ですから当然、説明会の主たる目的は小学校統合問題なので、なかなかささふえにまでは質問も何も、また説明のほうもさらっと言うだけで、進んでいかないと思います。

だから、質問がないのは承認されたというふうには、絶対これなり得ないので、たまたま該当者がいないということですので、今後も関心が、質問もこれからもないというふうに思います。

ただ、第2グラウンドに統合の小学校と、それと認定こども園のささふえ、認定こども園持ってくると、スペース的にどうなんやろと、非常にきついものがあるんじゃないかと、私やら心配します。

また、一つの選択肢なんですけど、旧旭ヶ丘幼稚園の児童発達支援センターをあそこへ統合されたように、旧、まだ旧じゃないですけども、上御糸小学校校舎を活用するという構想などはないのかなと。そういうのもないのかなとい



うか、考えてもらったことあるのかなということも含めて、確認ですけれども、答弁をよろしくお願いします。

○議長（伊豆 千夜子） 山内議員の質問に対する答弁、教育長。

○教育長（下村 良次） 山内議員から、ささふえ保育所の移転につきまして3点のご質問をいただいたのかなと思っております。

1点目は、私のほうからお答えをさせていただいて、あと2点目、3点目についてはこども課長のほうからお答えさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

1点目の小学校区編制に係る基本計画案の説明会の、ささふえ保育所の移転整備方針における就学前の保護者からのご意見についてですが、小学校編制に大きく関わることになる就学前の保護者を対象に、各幼稚園、保護者、こども園、中央公民館で昨年10月に14回と、先月5月に12回の説明会を行ったところ です。

説明会でいただいたご意見の内容のほとんどは、統合後のスクールバスのことや学校選択制など、学校に関するご意見、質問が多く、ささふえ保育所の移転に関しては、移転場所やこども園化の時期についてのご質問、移転時期であるとかこども園化の時期についてのご質問をいただきました。

第1回目の参加率は関係保護者全体の35%ほどで、第2回目は16%ほどの参加でしたけれども、その後においても各園を通じてご意見を募集する中で、ささふえ保育所の移転に関するご意見をいただくことはありませんでしたので、質問がないから承諾されたとは思いませんけれども、説明会での保護者の雰囲気、そしてまた質問内容から、おおむねご理解いただいたのではないかなと判断しておるところでございます。

あと、2点目、3点目につきましては、こども課長のほうからお答えします。

○議長（伊豆 千夜子） こども課長。

○こども課長（西村 正樹） 失礼します。2点目と3点目につきまして、私からお答えさせていただきます。

施設建設におけるスペースについてのご質問ですが、建設予定地の町有地面積が4万1,000平方メートル程度ある中、小学校、放課後児童クラブ、認定こども園、それに付随する施設等の配置を予定しております。

明和町小学校校区編制に係る基本計画策定において、各施設の施設基準や既存施設を参考とした面積などを基に、予定敷地内での配置が見込めることから進めることとしており、現在、P F I 導入可能性調査を進めています。

3点目のご質問につきましてなんですけれども、統合された後の旧上御糸小学校を活用しての公立のこども園の利用につきましては、上御糸小学校が昭和52年に建設され、新小学校が開校する令和8年度では49年が経過し、校舎利用を考えたときに、耐用年数までの期間が10年余りであることと、施設の老朽化の状況を考えると、今後、長期的に存続させなくてはならないこども園での利用は困難であると考えております。

このことから、明和町幼稚園保育所こども園再編方針により、津波浸水想定区域内にあるささふえ保育所の移転については、建設コストが抑えることができる新小学校の建設に含めた計画が最適と考えている次第でございます。

以上です。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁終わりました。

再質問ございますか。

山内議員。

○11番（山内 理） 上御糸のほうはいいかなと思ったんですけども、あと10年ぐらいですか、それはそれで大変なのかなと思うんですけども、ただ、小学校もそうですけれども、これ、保育園もそうですけれども、要は今、P F I ですか、P F I で調査してもらつとると。それで、要は、こんな言い方失礼ですけども、財政的に余裕あるなら、それはそれでもういいんじゃないですかね、結構やと思うんです、財政的に。

ところが、その辺が、P F I でいくというか、まだ結論出ていないと思うんですけども、今調査中ということで、P F I でいけるのか、もしくは通常の

起債という形でいくのか、いずれにしる、非常に失礼ですけれども、財政は困窮しておりますので、となると、今の課長の考え方、もうそれはそれでいいんですけれども、建設コストも下げられて、なおかつ、その上御糸やと10年しかないので、この際全部というのは非常に分かります。

だけれども、ひょっとして、財政面から、例え10年であろうが、一時的に上御糸ということも考えられなくはないのかなとは思いますが、それは一切ないのでしょうか。ちょっとくどいようですが、確認だけよろしくお願ひします。

○議長（伊豆 千夜子） 再質問に対する答弁、こども課長。

○こども課長（西村 正樹） 失礼します。

確かに議員おっしゃるように、財政面にとっては非常に厳しい部分はあるかとは思いますが、それで、その財政のことも含めながら、今検討をしている状況でございます。ただ、先ほどの上御糸小学校の一部というか、一定期間を利用してというところもあるんですけれども、やはり、この移転することによっての費用も、また改修とか必要になってきますので、そこについては、やはり費用がたくさんかかるという判断をしておりますので、今のところ、上御糸小学校の移転というところは考えてはございません。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁終わりました。

質問ございますか。

山内議員。

○11番（山内 理） 今のところというふうにおっしゃいましたけれども、それはないということですね。

ただ、そうすると、以前に町長が、今度はほら、上御糸小学校売却も、移転後ですよ、売却も考えてみえるということもおっしゃっていたと思うんですが、そうすると、売却したところで、それもやはり10年という制約が出てきます。

その辺は、片方は使ってはどうか、いや10年なので、片方は売却したところで、今度はもう、どっちみち建物が10年ということになれば、壊してという話

になってきますよね、売却ということを考えて。となると、以前にも聞いたことあるんですけども、先ほど中学校のグラウンドの問題で、上御糸小学校を活用ということも考えておりますというようなことを聞いたことあるんですけども、そうなってくると、なかなか話の整合性合わないように思いますので、もう今、令和3年でもうすぐ令和4年が来まして、令和8年すぐなので、その辺は方向性として、これは町長に聞いたほうがいいのか、売却ということも言ってみえましたので、片方は10年という制約があるのでとなると、建物壊して売るかということになるし、そうしたらグラウンドは使えやんという答えが当然出てきますので、その辺の考え、展望をちょっと確認だけ、町長でもどなたでも結構です。よろしくお願いします。

○議長（伊豆 千夜子） 山内議員の再質問に対する答弁、町長。

○町長（世古口 哲哉） 最終的には、跡地利用の検討委員会立ち上げますので、そちらのほうで検討していくという形になろうかと思っています。

ただ、上御糸小学校の部分を捉まえますと、あそこは住宅地でもありますので、そこら辺のところはどういうふうな使い方をするかというのは、考えていかんといかんのかなというふうに思っています。

ですので、あの校舎が使えないということであれば、当然そのまま売却というのは、まず難しいですし、壊してからという形になりますし、逆に使えるとなれば、あの校舎を使って何かこう、例えば民間さん来てもらえるのであれば、何か使ってもらおうとか、そういうのも考えられたらいいのかなというふうには思っております。

ただ、そこら辺、先ほどグラウンドの関係もありましたので、例えば更地にして、グラウンドで、例えば使ってもらおうとかいうのも一つの手だと思いますので、皆さんの要望も聞きながら、予算の関係もありますので、あまり大きなことはできませんので、そこら辺をどのようにしていくかというのは、最終的には跡地利用検討委員会のほうで、ちょっと検討していただくという形をしていきたいなと思っております。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁終わりました。

再質問ございますか。

山内議員。

○11番（山内 理） そうですね、そろそろ時間でしょうけれども、とにかく、あらゆることを考えておいてほしいんです。もちろん、考えていないという意味じゃないですよ。じゃなくて、あらゆることを考えていただいて、一番いい方法を実行していただければと思います。

先ほど、町長のこの行政報告にもありましたように、次代を担う子どもたちには大きな夢と希望を持って、明るく健やかに成長していただきたいと願っておりますと、町長も今日行政報告でおっしゃっていただいたし、それから4ページには、小学校統合問題で、今回の説明でいただいた意見などを考慮し、必要に応じて基本計画を修正し、正式に明和町小学校区編制に係る基本計画としていきたいと考えていますと町長おっしゃっていただいたので、まだまだほかの議員さんも質問があるでしょうし、まだ説明にも行かれるでしょうし、大いに町民の皆さんに耳を傾けて、聞けるところは十分聞いていただいて、より良い明和町の教育に寄与していただければと思います。

以上をもちまして、私の質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（伊豆 千夜子） 以上で山内理議員の一般質問を終わります。

質問者が交代いたしますので、質問席の消毒を行います。

お諮りします。

議事整理のため、暫時休憩したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（伊豆 千夜子） 35分までよろしくお願ひします。

（午前 10時 25分）

○議長（伊豆 千夜子） 休憩を解きまして、休憩前に引き続き会議を開きます。  
(午前 10時 35分)

---

12番 中井 啓悟 議員

○議長（伊豆 千夜子） 2番通告者は、中井啓悟議員であります。

質問項目は、「小学校区編制に伴う新通学路の方針は」「明和町観光施策を問う」の2点であります。

中井啓悟議員、登壇願います。

(12番 中井 啓悟議員 登壇)

○12番（中井 啓悟） おはようございます。

議長より質問許可をいただきましたので、新小学校に係る新通学路整備の考え方と観光施策の2点について質問させていただきます。

初めに、小学校区編制に伴う新通学路の認定及び整備のお考えを伺います。

第3回の住民説明会を終え、今後は新校舎建設に向けたハード面での準備も進めていかれるものと考えますが、これまでの住民説明会において、新小学校予定地を中心に半径約3キロ以上の地域児童の送迎用スクールバスについては一定の説明がありました。

しかし、新小学校から近距離の児童は、これまでどおり徒歩通学で、そのほとんどが今までとは違う通学路になるはずです。

中には全く反対方向に通学する児童も多いと考えますし、保護者においても、子どもが低学年で開校となった場合、新しい通学路での登校に不安なども伴うのではと考えます。

これらを踏まえ、新しい通学路の認定をはじめ、どのような変更を考えておられるのか、お聞きいたします。

○議長（伊豆 千夜子） 中井啓悟議員の質問が終わりました。

これに対して答弁願います。

教育長。

○教育長（下村 良次） 小学校区編制に伴う新小学校の建設場所は、住民説明会でもお話ししているように、明和中学校第2グラウンドの用地を予定しております。

現在の上御糸小学校校区の児童は、現在の小学校区内であり、比較的近距離ということもございますので、スクールバスではなく徒歩での通学を想定しておるところでございます。

これまでの説明会におきましても、現在の考え方として説明してきたことといたしましては、現在の大淀小学校区、それから下御糸小学校区の児童及び第1期再編小学校よりおおむね3キロ以上の児童をスクールバス利用者とするのを考えていると説明してまいりました。

上御糸小学校、大淀小学校、下御糸小学校3校全体に言えることですが、小学校の場所が変わるため、各通学団の新しい通学路の設定が必要になります。

上御糸小学校区の新通学路の設定につきましては、国道の横断をはじめ、広域圏道路や明和中央線の横断、また歩道のない道路なども考えられるため、児童が安全で無駄のないルートで通学できるよう、そして防犯の視点から、こちらについては交通安全上と相反することもございますけれども、学校、保護者、地域の皆さん、そして行政が一緒になって考えることが必要と考えます。

本年の秋には、再編小学校の運営等に関する準備委員会の設置を予定しております。

いずれにしましても、この準備委員会の中で、スクールバスのことも含め、通学路線、通学方法、そして通学路安全対策についても検討していくよう考えております。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

中井議員。

○12番（中井 啓悟） 現段階では、検討に至っていないのかなというふうに、ちょっと聞かせてもろたんですけれども、早目に取り組んでいただいたら、何かあった場合でも、対応というのはすぐにしやすいと思いますので、そういったこともちょっと頭に入れながら進めていただきたいと思います。

あと、また、その新通学路の方向性とか、本年の秋に、先ほど言われたように、準備委員会の設置ということもおっしゃっておられたんで、そういうのが設置とか決まれば、早期に町民さんにも知らせていただいて、また特別委員会のほうでも、決定事項なんかでも、その委員会での決定事項なんかも町民、我々特別委員会のほうへ速やかに報告していただくようお願いいたします。

では、次の質問に移ります。

以前、教育委員会宛てに、中馬之上自治会、新馬之上自治会、上御糸小学校及び明和中学校とそれぞれのPTAのほかの方々から、中学校前から馬之上方面、南北に延びる道路、グリーンラインの整備の要望が出されたかと思います。

現在予定されている新小学校以北の児童の通学には、要となる重要な通学路になると考えますが、要望時よりこれまでの間の進捗と、今後はどのように進められていくのか、お聞きいたします。

○議長（伊豆 千夜子） 中井議員の質問に対する答弁、建設課長。

○建設課長（西尾 直伸） ただいまの問いに対しまして、問合せの箇所の道路名は中町役場馬之上線で、要望範囲は明和中学校から馬之上地内までの間でございます。

令和2年度の通学路の交通安全推進会議で要対策箇所となり、同年、点検を行いました。

進捗状況と今後につきましては、令和2年度にグリーンラインを設置するため、幅がないため、路肩整備を170mのうち120m実施いたしました。残り50mを今年度施工し、グリーンライン約700mを施工する予定でございます。

当該道路は、新しい小学校の通学路となる可能性が非常に高い道路です。準



備委員会等で全体の新通学路を検討していただき、通学路の方向性等が決まったら、個々の通学路の安全対策を検討していくこととなりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

中井議員。

○12番（中井 啓悟） 分かりました。

新小学校に伴う通学路となりましたら、これまでよりもたくさんの児童が利用することになると思います。

今年度中に進めていただけるということなので、地域住民の方々の理解と協力を得ながら、安全に進めていってほしいと思います。

また、道路西側の側溝の部分についても、利用者さん、生徒児童に限らず利用者さんにとっては、側溝の蓋が今現在ない状態ですので、大変危険な箇所だと思いますので、そのあたりの検討も、蓋の整備検討もよろしくお願ひいたします。

では、次の質問をさせていただきます。

平成24年に京都府亀岡市で発生した、登校中の児童等の列に自動車が入入する事故以来、登下校中の児童が死傷する事故が連続して発生したことから、全国の自治体は一斉に、事故を未然に防ごう観点から、通学路の緊急点検を実施し、明和町も例外なく実施されたことと思います。

また、事件を未然に防ごう観点から、児童や教員とともに通学路の安全マップの作成もされておりますが、先ほど言った緊急点検とともに、事故・事件の双方の観点から、新小学校に伴う新通学路安全対策に向けた取組も加えて進めていかなければなりません。

それらを踏まえ、のぼりやプラカードなど安価でも効果的な対策や、ヨーロッパでは町の至るところにある、自動で昇降するポール、ライジングボラードというんですけれども、その設置も日本各地で進められているように思いま

す。

このように、以前からある安価で実施可能な整備から、先進的なハード整備、また設置や維持管理をどこがしていくのかなど、ソフト面での取組を含めた今後の新通学路における全体的な安全対策整備をどのように進めていくのか、お聞きいたします。

○議長（伊豆 千夜子） 質問に対する答弁、教育課長。

○教育課長（菅野 亮） 新通学路につきましては、さきに申し上げた準備委員会等で十分に検討し、交通量が少なく、児童が安全に歩行できるルートを選定を進めますが、場所によりましては、安全対策の整備が必要な箇所も考えられます。

通学路の選定、設定に併せて、道路の整備や安全対策等についても考えていく必要がございます。

準備委員会の委員構成につきましては、まだ決まっておりませんが、学校、保護者、地域代表の皆さんなどに参画いただくとともに、行政側も教育委員会事務局だけでなく、道路整備や交通安全に関わる部署等も含めて、全庁的な体制で検討していくように考えております。

また、警察や、それから国道・県道が関係する場合は、その道路管理者とも協議しまして、子どもたちが安心安全に通学できるよう、通学路の設定を目指します。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

中井議員。

○12番（中井 啓悟） 分かりました。

通学路、先ほどの委員会のメンバー、ちょっと言っていたんですけども、安全箇所、危険箇所、パトロールするときに、生徒も一緒に歩いてというところもあると思うんです。なので、通学路を利用する子どもたちの意見もぜひ取り入れていただきたいと思います。

また、道路事情を把握しておられる地域の方々や、役場内の各課超えた連携というのもしていていただきたいと思いますので、期待しておりますのでよろしくお願ひいたします。

それでは、次に、明和町の観光施策についてお聞きいたします。

明和観光商社の事業と、明和町観光協会及び各種関係団体との関係性や位置づけはどのようになっているのか、お聞きいたします。

ちょっと山内議員とかぶるところもあるんですけども、ご容赦ください。

通告、この質問を通告させていただいた時には、まだちょっと不明だった部分があるんですけども、先日の全員協議会で報告いただいた部分もありますが、そのまま質問させていただきます。

昨年度末から今年にかけての冬の間、観光協会が管理する大淀キャンプ場において、冬キャンプとして観光商社がネットでの受付システムなどを構築し、盛況だったと聞いております。

これについて、制度的には可能ということは理解しますが、それならばなぜ補助金での運営が厳しい観光協会がやれないのか、もしくは観光商社が利益の出るノウハウを持っているなら、商社が全て運営すればいいのではと疑問を感じました。

また、大淀には民間の大淀ムーンビーチキャンプ場もあり、民業圧迫になっていないのか、いい関係性を築きながら連携できているのかなど、様々な疑問が浮かびます。

これについて、混乱など起きていないのか、また、行政はどのような立場でどのように考えているのか、お聞きいたします。

○議長（伊豆 千夜子） 中井議員の質問に対する答弁、斎宮跡・文化観光課長。

○斎宮跡・文化観光課長（松井 友吾） 大淀のキャンプ場につきましては、今まで春夏は観光協会が運営をしておりましたが、昨年度の秋冬、再委託により観光商社が試験的に運営をしましたところ、収益が見込まれるということが分かりましたので、今年度から観光協会が通年で営業するように事務を進めてい

るところでございます。

また、民業圧迫になっていないのかということでございますが、大淀のキャンプ場はこれまで長年運営をしてきておりまして、民間キャンプ場との関係の中で、圧迫をしているというふうな状況にはなっていないというふうに思っております。

しかしながら、今年度から通年営業となりますので、その状況も見ながら、必要であれば民間キャンプ場との話し合いの場も持っていくことも検討していきたいというふうに思います。圧迫するというのではなくて、共存共栄を図っていきたいというふうに考えております。

なお、今回、関係団体の間で混乱はなかったかのご質問ですが、こちらは特には確認できない状況でございます。

以上でございます。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁が終わりました。

質問ございますか。

中井議員。

○12番（中井 啓悟） 現段階では、民間さんとは話もされていない、また混乱も起きていないんじゃないかというような内容の回答だったと思うんですけども、話もされていないのに、混乱がなかったという判断がどこでできたのかというのも不思議です。

また、行政が実施主体であるキャンプ場だから、民間さんは言わない、言えないということが、これが民業圧迫になるんじゃないかなと思います。

ぜひ、民間のムーンビーチキャンプ場さんと話す機会を、ぜひつくっていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、次の質問行きます。

公益財団法人国史跡齋宮跡保存協会の指定管理下の休憩所についても、観光商社に運営させてほしいと行政がお願いに行った旨の話も聞きましたが、行政から休憩所を含めた施設の管理、齋宮跡保存事業などを含めた5年間の指定管

理について、ここはふさわしい団体ですよということで議会決議をいたしました。

先ほど聞かせていただいた観光協会の冬のキャンプの件同様に、混乱はなかったのか、また指定管理の趣旨を踏まえて、行政はどのようにお考えなのか、お聞きいたします。

○議長（伊豆 千夜子） 中井議員の質問に対する答弁、斎宮跡・文化観光課長。

○斎宮跡・文化観光課長（松井 友吾） 今年の1月と2月に町長から、財団の運営等につきまして話をさせていただきました。その中の一つとして、休憩所の話もさせていただいたところです。

町としましては、正月やゴールデンウイークなどの休日営業、夜間などにより休憩所を活性化していただきたいとの思いの中で、それを実現させていただくための手法の一つとして、指定管理の要項の中には休憩所の再委託の条項もあることから、提案をさせていただいたところです。

今後におきましても、話し合いの場を設け、休憩所の活性化を図っていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁終わりました。

再質問。

中井議員。

○12番（中井 啓悟） より活性化を図っていくという部分については、一定の理解はするんですけども、町長が理事側のほうに入らせてくれないかというような話もある中で、要はその経営者側になるという話をされて、それが前向きな協議であればいいんですけども、その話をする以前に、副町長が参加しとる評議員、こちら側からその活性化ということはできなかったのかということが、ちょっと思いました。

また、その話をしに行く段階で、ちゃんとしたステップを踏んで行動していただいているのかということも、あわせてちょっと疑問に感じたところです。

ちょっと質問事項からそれて、それるといいうのも関係するんですけども、ちょっと間違いがあるかもしれないので、答弁は求めませんが、平成元年7月に財団ができた経過の中で、行政ではできないことをやっていくという目的で公益財団法人国史跡齋宮跡保存協会がつけられたと記憶しており、その大まかな目的は、文化財の保存、維持管理、活用などがあったかと思います。

その中で、公有地の維持管理、活用、文化財啓発、啓蒙活動に利用するため、公益財団収益事業部門というのがあり、そこで得た収益で賄っていくと定款にもうたっているはずですが。

その収益事業の要であるいつき茶屋の収益を、商社が管理運営することになれば、公益財団の主たる目的が果たせなくなる可能性があります。

町の考え方が変わったのかどうかということも、ちょっとそこで疑問出てきたんですけども、また、地方自治法の兼職の禁止という部分から見ても、首長があまりそういう経営者側というか、理事側に参画していくのは好ましくないとの判例も出ておりますので、町長は公益財団法人国史跡齋宮跡保存協会ではなくて、町が実施主体である社団法人観光商社のトップになるべきなんじゃないかなと思います。なるべきという言い方おかしいですけども、なるならそちらなんかなと思います。

各観光関係団体間の有効な連携がなければ、観光施策の成功はあり得ないと思うので、配慮ある行動をお願いするとともに、町のちょっとした行動で、見えない部分で町が把握できない部分での混乱が生じてくると思いますので、そこら辺、先ほどもちょっと配慮のある行動というのをお願いして、次の質問に移ります。

昨年の10月に、明和観光商社が県内5例目となる地域DMOに認定され、町と商社が連携し、地域自ら稼ぐ力をつけ、持続的に発展していくための道筋ができたかと思います。

商社の積極的・先進的な活動はすばらしく、これまでの明和町では考えもつかないような取組が進められ、町がついて行けるのかなと心配になるほどです。

しかし、これまでの事業で、今の明和町にマッチしているのかと疑問を感じるものもありました。その一つとして挙げるのが、レンタサイクル事業がこれに当たるのではと感じており、観光客が少ない状況で利用者が見込めると判断されたのが不思議です。

それらも踏まえ、明和町が実施主体である明和観光商社及び観光に関する各種関係団体との連携をどのように展開していくのかという部分も含めて、今後の明和町の観光施策全般にわたってどのように取り組んでいくのか、お聞きいたします。

○議長（伊豆 千夜子） 中井議員の質問に対する答弁、斎宮跡・文化観光課長。

○斎宮跡・文化観光課長（松井 友吾） 観光団体との連携について答弁をさせていただきます。

観光商社の事業は、内閣府や観光庁からの地方創生事業を実施しているものが多く、レンタサイクルのように特徴的な事業もございます。

この事業のように、町にとって有益な仕組みづくりを行うための事業におきましては、関係する各団体に事前に周知を行うとともに、事業を行った後の活用などについても連携を図っていくことが大切であるというふうに思っております。

今年度から取り組む斎宮跡関連の公共的な各団体との定期的な連絡会議もそういった場にしていき、有意義な会議にしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁終わりました。

再質問ございますか。

中井議員。

○12番（中井 啓悟） やはり、先ほど答弁いただいた有益な仕組みづくり、レンタサイクル事業を僕指して、それに対して答弁していただいたと思うんですけども、それが将来、レンタサイクル事業が有益な仕組みづくりであったと

思わせていただけるような取組を、ぜひお願いいたします。

次に、明和町観光計画について少し触れさせていただきます。

本年3月に策定された明和町観光振興計画の中で、2ページ第1章の冒頭に商社のことが触れられております。

しかし、観光協会や斎宮跡保存事業協会など、関係団体についてはさほど記されておりませんのでお聞きいたしますが、他団体は今後の観光振興においてどのような位置づけとして考えられるのか、お示してください。

先ほどからも、ちょっと何回もこれ聞かせてもらってとるんですけども、また、観光商社中心で交付金頼みの計画とも取れますし、また、小さいことではあるんですけども、ちょっとこれの35ページになるんですけども、ここなんです、ここにめい姫の十二単が持って、こうなるんですけども、下空白なんです。これが何か狙いがあるのか、ただのミスプリントなのか、僕の持っているものだけがそうなのかというのが、ちょっと分からんですけれども、ここら辺ちょっと、課長、確認しておきます。

また位置づけ、これにあまり、商社以外の他団体があまり触れられていないという部分について、どういうふうなお考えで位置づけ考えられとんのかというのを、町長にお聞きしたいと思います。

○議長（伊豆 千夜子） 中井議員の質問に対する答弁、斎宮跡・文化観光課長。

○斎宮跡・文化観光課長（松井 友吾） ウェブ、そちらの観光振興計画の、その下のところのバウムクーヘンのところの写真のところの下というふうに認識しておりますけれども、その部分に関しましては……。

○議長（伊豆 千夜子） すみません、マイク立ててください。

○斎宮跡・文化観光課長（松井 友吾） 先ほどの観光振興計画の空白の部分につきましては、実はちょっと、印刷し終わった後に承知をしております、本当に大変申し訳ございませんでした。こちらの確認不足のところもあって、電子データ、ウェブのほうはきちんと早急に訂正をさせていただきたいと思っておりますし、確認する段階で確認資料の中ではうまくなっていたものですから、印刷



し終わった後に気づいて、大変申し訳なく思っておりますので、できる限りの訂正はさせていただきたいというふうに考えております。それと趣旨のほうも。

○議長（伊豆 千夜子） よろしいですか。

中井議員。

○12番（中井 啓悟） すみません、位置づけについての部分を、先ほどからちよっと何回も聞かせてもろとるもんで、省略させてもらいますけれども、このミスプリントということですね、要はね。

これ、作る段階で、やはり職員さんとかも携わつとる中で、誰も気づかなかったのかなというのが、そんだけ真剣に取り組んでくれとるのかなというのが、やはり不安になるんです。

やはり、これも何回も言うてますけれども、観光を振興していくという真面目な姿勢というのが感じられるような取組を、ぜひお願いさせていただきます。

次の質問に移ります。

地域おこし協力隊についてお聞きいたします。地域おこし協力隊は、総務省令和元年度の発表によると、受入れ自治体1,071、協力隊員5,500人程度が活躍しており、都市地域から過疎地域等の条件不利地域に移住して、地域ブランドや地場産品の開発、販売、PR等の地域おこし支援や農林水産業への従事、住民支援などの地域協力活動を行いながら、その地域への定住、定着を図る取組で、基本的に1年から3年間の有期雇用をし、また、自治体はその後、起業などの支援も必要とされている制度かと、ざっくりそういうような制度かなと思います。

これまで何名か、明和町の将来の活性化に特化した目的を持った協力隊を募集し、採用されてきましたが、現在の活動内容の現状と結果、今後についてお聞きいたします。

○議長（伊豆 千夜子） 質問に対する答弁、まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課長（朝倉 正浩） ご質問いただきました地域おこし協力隊制度につきましては、現在も全国的にも拡大しております。また、令和3年4

月1日現在、三重県内で76名の方が活動されておりました、明和町においても現在5名が活躍をいただいております。

それぞれの地域課題を解決するため、原則1年、最長3年まで更新することも可能な制度となっております、平成29年度からこれまでに、現在の5名も含めて9名を町では採用しております。

また、現在の5名のほか、7月1日からもう1名の採用が決定しております、まちづくり戦略課では移住・定住地域振興で1名、ふるさと納税の推進で1名、企業誘致・企業振興で1名を、斎宮跡・文化観光課で3名の配置をしております。

これまで地域おこし協力隊制度を積極的に導入してまいりましたが、業務やミッションの中で、今後も必要に応じて募集を検討していきたいと考えております。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁終わりました。

再質問ございますか。

中井議員。

○12番（中井 啓悟） 分かりました。

では、次に、商社から役場庁舎に異動された協力隊はいますが、商社、明和観光商社活躍人材として追加募集を現在もしております。

明和観光商社活躍人材と地域おこし協力隊は異なるものとして募集しているかどうか、お聞きいたします。

また、商社から役場に協力隊が異動になりながら、商社がいまだ募集しているということは、役場に来られている協力隊のそのものの目的、本来協力隊で来た目的が達成できたから異動になったのか、もしくはその業務を引き継いでいただいているのかもお聞きいたします。

○議長（伊豆 千夜子） 質問に対する答弁、斎宮跡・文化観光課長。

○斎宮跡・文化観光課長（松井 友吾） 今回、商社が募集している職員は、地域おこし協力隊とは異なる商社の業務を行う人材でございます。

齋宮跡では、もともと3名の協力隊がおりまして、3名とも地方創生事業として商社勤務でございましたが、4月以降、役場の地方創生事業が忙しくなり、協力隊2名を役場勤務にし、1人は引き続き商社勤務としております。

なお、2名の引継ぎ事項におきましては、商社の業務内容に携わっていただいたところについては引継ぎをしたところがございます。

以上です。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁終わりました。

再質問ございますか。

中井議員。

○12番（中井 啓悟） 人事に関わるデリケートな部分でもあるんですけども、他の市町では任用の中で大きな問題が起きたり、今回は年度途中での急な異動であったので、幾つか確認させていただきます。

まず、商社が募集しているのは地域おこし協力隊とは異なるとのことですが、この数日前、明和観光商社の人材の、ウェブのほうで見させてもろたやつに、もう結構、最初のほうに出てくるやつなんですけれども、ここにも地域おこし協力隊と書いてあるんですよ。活躍人材でここに。

先ほどちょっと、地域おこし協力隊とは異なると言ったもので、ちょっとこれ言わせてもらうんですけども、また、地方発信であろう地域おこし協力隊の募集概要と内容が同じで、もう内容ほとんど同じですわ。宛先というか、ちょっとその募集が違うだけで、募集主が違うような感じだけで、内容がほとんど同じになっております。

そこのあたりも含めて、ちょっと、これ自体が何なんかなという、違うと言われたんで、これ自体ウェブで出とるのは何かなと思います。

それと、こちら2つとも、それこそ町が地域おこし協力隊募集しとるところもそうなんですけれども、提出場所が防災企画課なんです。防災企画課って、もう何年も前になくなった課ですわね。これも、検索サイトの残データであるのであれば、こういうことちょこちょこあると聞きますんで、こちらの観光商

社のほうも、地域おこし協力隊のこれがウェブ上での残データであるなら、すぐに修正していただきたいのですが、募集内容の部分について、ちょっとそこから辺、もう一度改めて、課長、お聞きします。

また、人手が足りないというのであれば、役場の人手が足りないということで、役場の人手が足りないのであれば、役場で会計年度職員とか、職員を募集すればいいと思います。

商社に慣れた協力隊自体を、その目的が、協力隊の目的が達成されたかされていなくても分からない、それをわざわざ引継ぎまでして、商社から抜いて、さらに商社募集かけるっていうことが、僕からするとちょっと何かこう不思議なんです。これについてはどういうふうに考えとるんか、町長にお聞きしたいと思います。

○議長（伊豆 千夜子） 質問に対する答弁、斎宮跡・文化観光課長。

○斎宮跡・文化観光課長（松井 友吾） あくまでも、今回の異動につきましては、役場の地方創生事業に必要な人材ということで来ていただくために、急遽呼んだためでございます。

あと、それと、ホームページ上の先ほどの残データの件につきましては、恐らくちょっと前のやつが残っていて、検索のときに出てきているのかなというふうに思いますので、ちょっとその辺はしかるべき手続を取っていきたいというふうに思っております。

募集自体につきましては、ハローワークの内容は商社独自の部分で募集となっていておきますので、ご理解をいただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（伊豆 千夜子） まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課長（朝倉 正浩） ちょっと補足させていただきます。

恐らくご質問は商社のページに出ておるということですね。まず協力隊制度は地方自治体が募集するものでございますので、ちょっと商社のページで確認しておりませんが、もし防災企画課とか使われておるようであれば、本来使

ってもらって、私ども何も一切聞いておりませんので、そこら辺はしっかり確認をして修正するように指示したいと思います。言われるように、協力隊募集するのであれば、やっぱり町からしっかり発信していくものでございますので、その点は確認をさせていただきたいと思います。

○議長（伊豆 千夜子） 中井議員。

○12番（中井 啓悟） 課長言われるように、僕もウェブで調べたときに、そこが商社が発信なのか、町が発信なのかというよりも、ちょっとそこら辺確認不足なんですけれども、まずそれが分からないというのがもうおかしいんです。そやもんで、ちょっとそこら辺だけよく分かるようにしていただいて、それで先ほど課長言われた商社のほうが防災企画課と言っていますけれども、これ明和町のほうのもそうになっています。それで、そこら辺は恐らく残データなんでしょうけれども、そこら辺をきちんと処理をしていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

これは人事に係るようなこともちょっと質問させてもらっているんで、これ以上はお聞きできない部分というのがあるんですけれども、協力隊としっかりと信頼関係を築いていただくことをお願いいたしまして、次の質問をさせていただきます。

地域おこし協力隊を3年間ボランティアスタッフのように扱い、任期が終われば使い捨てにするブラック自治体と称された自治体があるそうです。明和町は例外だと思いますが、明和町の協力隊の勤務実態はどのようになっているのか、これまでの実績で数字などはお聞きいたしません、残業はどの程度で適正なものなのかをお聞きいたします。

○議長（伊豆 千夜子） 中井議員の質問に対する答弁、斎宮跡・文化観光課長。

○斎宮跡・文化観光課長（松井 友吾） まず、協力隊の活動の内容でございますが、地方創生に関する事業、伝統工芸品、あと特産品等を通じた観光・産業振興、移住・定住の促進、その他、町の活性化に資するための必要な活動と要綱で決めまして、その範囲内での活動をお願いをしているところでございます。

その中で、土日勤務等につきましては振替とか勤務時間の割り振りで対応しているところでございます。

以上でございます。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁終わりました。質問ございますか。

中井議員。

○12番（中井 啓悟） 今の土日の振替、割り振りで対応ということですが、ちょっと質問させてもらったのと答弁がちょっと曖昧に感じたので、改めて町長、これ副町長になるんですかね、そこら辺の時間の関係になってくると、休みの取得とか、にご確認しますが、これも人事に関わることなので大きくでよろしいですけれども、これまでの協力隊来てもらった中で、振替は適正に取得できておるのかどうかというところだけで結構ですので、ご返事ください。

○議長（伊豆 千夜子） 質問に対する答弁、副町長。

○副町長（下村 由美子） 土日勤務についての振替については、事前決裁をするようにというふうにしておりますので、それで割り振りをさせていただいております。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁終わりました。質問を。

中井議員。

○12番（中井 啓悟） 適正に取得されておるということで理解させていただきましたので、よろしくお願いします。

一般社団法人明和観光商社は一法人ではありますが、何回も言うように、町が実施主体の下これまで事業を進めてこられたかと思えます。しかし、必要以上の配慮を町がしているようにも感じております。また地域おこし協力隊においても私自身が不自然やなと思うような点がありまして、先ほどその前に質問させていただいた観光基本計画自体も、その取組姿勢とかもちょっとどうなのかなという疑問を感じるころです。まず、観光施策を今から展開するということに向けたスタートをする姿勢すら整っていないんじゃないのと思うほど、これで大丈夫なのかなというふうに感じます。

話は少し変わりますが、数年前に大淀祇園祭で山車をそろえるイベントがあり、行政チャンネルの毎時末に流れる明和町歌の映像の中、最後の締めところか何かで利用されるほど大変盛況であったと記憶しております。あのよう新しい試みをするためには予算が必要です。観光協会での冬キャンプ、また国史跡齋宮跡保存協会の休憩所の件も予算の枠を拡大することで解決する部分もあるのではと思っております。

私がこのような質問をさせていただいたのは、特定の団体にだけ配慮したような町の動きや姿勢が感じ取られ、それは財政難の中、お金がかからないよう工夫したためなのかもしれません。その結果、観光商社、観光協会のほかにも観光に関わる各団体間において、良好な関係性を築くことはおろか、悪影響が出てしまうのではと心配したためです。少し方向がずれば向かう将来は大きく変わるので、しっかりとしたビジョンと計画を定めて、関係団体や民間企業との連携、信頼をしっかり築きながら、今後の観光施策の取組を進めていただくようお願いしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（伊豆 千夜子） 質問者が交代いたしますので、質問席の消毒を行います。しばらくお待ちください。

---

### 7 番 江 京子 議員

○議長（伊豆 千夜子） 3番通告者は江京子議員であります。

質問項目は、「新型コロナワクチン接種について今後の対策を問う」「町内の鳥獣被害・水田被害対策を問う」の2点であります。

江京子議員、登壇願います。

（7 番 江 京子議員 登壇）

○7番（江 京子） 消毒もしていただきましたので、マスクを外して質問させ

ていただきます。

議長より質問の許可をいただきましたので、通告に従い質問を行います。

まず初めに、「新型コロナワクチン接種について今後の対策を問う」という項目で質問させていただきます。

昨年の中頃、まさか1年後まで新型コロナウイルス感染拡大の言葉を世界中から聞くとは思わなかったのは、私だけではないと思います。甘かった考えだと思っています。新型コロナ感染拡大防止のためのワクチン接種の予約電話がつながらない、予約が取れないと全国で同じような混乱が起きています。まだまだ続くワクチン接種、今、若い人たちからも不安の声をいただくようになりました。全員協議会でも質問した項目もありますが、その後の動きもお聞きしたいと思います。

初めに、4月20日から始まったワクチン接種の予約状況についてお聞きします。4月初めに65歳以上の高齢者に郵送された新型コロナワクチン接種券についてのご案内は、予約に必要なID、パスワードがありました。この番号はその人の地域や名前が分かる番号だと聞いています。データとして入力していくのであれば、今の予約状況が分かるはずなので教えてください。

コールセンターに電話してもつながらず、役場の電話も鳴りっぱなし、職員さんたちも電話対応に追われ大変だったと聞いています。実際私にも、ちっともつながらない、ほかに方法はないのかとの電話が多数入りました。1市3町同じようにと言ったはずなのに足並みはそろわず、大混乱。今までにも何度も予約の見直しは考えられないのかお聞きしていますが、お答えください。

町は今、町内の高齢者の何割が予約、またワクチン接種が終わっているのかつかめているのでしょうか、お答えください。

○議長（伊豆 千夜子） 江京子議員の質問が終わりました。

これに対して答弁願います。

町長。

○町長（世古口 哲哉） 江議員のほうからワクチンに関するご質問いただきま



した。明和町の65歳以上の高齢者の新型コロナウイルスワクチン接種につきましては、国から7月末を念頭に高齢者へのワクチン接種を終えられるよう取り組むようにという通知がございましたので、町におきましても集団接種や個別医療機関での接種枠の拡大に努め、接種率70%として想定した接種枠につきましては、おおむね確保できたところではあります。

コールセンターでの予約につきまして電話がつながりにくい状態が続き、町民の皆様には大変ご迷惑をおかけしたことを、この場をお借りしましてもお詫言をしたいと思います。

現在の予約状況につきましては、6月10日時点でコールセンターでの予約を受付できている数は4,256人、町内個別の医療機関で個々に予約受付されている数は772人です。予約率といたしましては、高齢者人口の72.9%が予約受付されておられます。町外の個別医療機関のうち、自身で予約されている場合の予約受付数は分かりませんが、その数を含めるともう少し予約率が上がると思われると思います。

また、町内で接種が開始されている医療機関において、6月10日時点でワクチン接種を受けられた方は、町外の方も含めた数となりますが1,329人となっております。今後、順調に進んでいくと思われまます。

予約方法の変更につきましては、65歳以上の高齢者の方の予約方法を現段階で変更するという事は難しいと考えております。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁が終わりました。江京子議員、再質問ございますか。

江議員。

○7番（江 京子） このワクチン接種の予約に関しましては、国も自治体任せというところもありますが、これほど住民任せにしてしまった方法はなかったとすごく思うところではあります。住民さんも自分のことでこんなに電話をかけたことは今までなかったというようなお話も伺いました。本当に自分が大切というのが表れていたと思います。でも、住民任せでない方法でしたところもありまし

た。例えば、栃木県塩屋町では町が地区ごとに接種日時を決めて通知を出す方法で、住民は接種をするかどうかの希望の意思表示をするためのはがきを返信するだけで終わっています。都合の悪い場合は他の地区への変更も可能であり、混乱もなくスムーズにワクチン接種が行われているという報道がありました。

ワクチン接種はまだまだ続きます。5月20日前後に届いた新型ワクチン接種情報も以前と変わらない内容に、住民さんからの疑問の声も聞きました。本当に何か、住民さん、そのときもう通信費のすごく無駄遣いやないかというようなお話も伺いました。うまく進めている地域はたくさんありますので、65歳以下、これからのワクチン接種の予約の方法の見直しは絶対必要だと思います。お考えをお聞かせください。

先日、新型コロナワクチン接種に関する重要なお知らせというので、またこういうチラシが来ました。ただ、このチラシを住民さんが見て、まず電話をかけてきたのは、基礎疾患のある人たちって今からやったんやなど。本当なら65歳枠の中にこの人ら入っておったと、わしら思っておったというような、またまたお怒りのお電話をいただいて、そうですね、というふうにしからお答えができない状態でした。どうしてもっときちんと考えてというか、1市3町で考えたんでしょうけれども、何か方法がなかったのかという疑問がすごく残るような状態です。

これから、65歳以下の方への接種もまた同じようなコールセンター、ウェブ、それしか考えていないのか。コールセンターなんて働いている若い人にとって、いつ電話をするんやというようなお話もたくさんお聞きしていますので、このチラシのままでまた同じようなことが起るのかなというふう不安を私は感じざるを得ませんけれども、ちょっとお考えをお聞かせください。

○議長（伊豆 千夜子） 江議員の質問に対する答弁、健康あゆみ課長。

○健康あゆみ課長（西岡 郁玲） 先ほどのご質問にございました基礎疾患を有する方につきましては、接種順位がやはり国のほうから示されてきましたのが、医療従事者、そして65歳以上の高齢者、その次に基礎疾患を有する者という形

で、国から接種順位が決められておりましたので、もうそういった形で。

65歳以上の中で基礎疾患をお持ちの方については、65歳の高齢者として接種をしていただいていますので、そちらはご理解いただきたいと思います。

また、今後のワクチン接種の進め方ですけれども、まず、現在接種を希望する基礎疾患を有する64歳以下の方につきましては、そちらの申出書に基づきまして優先的に接種券を交付させていただきます。接種券が届いた後、個人で予約を取っていただくという形になっております。

また、高齢者等が居住しております社会福祉施設と介護保険施設や障害者施設も含まれますけれども、そちらについては利用者に直接、接する職員を優先接種を行っていくということになっております。

そして、55歳から64歳の接種券につきましては、6月25日に発送をさせていただきます予定としております。

また、12歳から54歳の方の接種券につきましては7月以降に発送していきたいと思っております。こちら接種券の発送を若干ずらすことによりまして、予約の殺到が生じないように、そのあたりを調整していくところで調整をしております。

予約につきましては、55歳から64歳の方につきましては、集団接種の予約につきましては7月6日から、12歳から54歳の方については8月中旬頃を予定しております。こちら若干情勢によっては繰り上げてくる形もございますので、またそちらは随時情報を提供させていただきたいと思います。

予約方法につきましては、ウェブの予約を中心に、コールセンターへ電話をして予約を受け付けるということを出来る限り回避できるように工夫をしていきたいと思っております。混乱を高齢者のときのように招かないように取り組んでいきたいと考えております。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁終わりました。再質問ございますか。

江議員。

○7番（江 京子） 基礎疾患の方に関しては本当に早くワクチンを接種してあ

げられるようにしてほしいと思います。

予約券の発送をずらしてというような考えでチラシも配られてきましたが、コールセンターについては、コールセンターの受ける人数体制なんかもきちんと増やしていただいてこれからいくのか、ウェブでの予約もきちんとできるように、その接種券を送られたときにできるのか、もう一度そこら辺、お知らせください。

○議長（伊豆 千夜子） 江議員の質問に対する答弁、健康あゆみ課長。

○健康あゆみ課長（西岡 郁玲） コールセンターの回線数につきましては、30回線ぐらいに回線数を増やして対応をさせていただくということになっております。

ウェブ予約については、現在もウェブで予約ができる状況となっておりますので、随時予約を取っていただく状況となっております。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁終わりました。質問ございますか。

江議員。

○7番（江 京子） 以前のような混乱が起こらないように、しっかり対策取ってほしいと思います。

では、次に、接種会場まで自分で行けない高齢者、障害者への対応はどのようにしていくつもりか、町民バスや役場の車などの利用を考えていないのかお答えください。

ほかの地域で伺ったんですが、そこはスクールバスを使っているところは、スクールバスの運転手は役場の方がしたりというようなお話も聞いています。本当に今、免許を早く返すようにというので返されている人が増えるということが、会場まで自分で行けない高齢者が増えたということにもなりますので、そこら辺もどんなふうを考えているのかお聞かせください。

○議長（伊豆 千夜子） 質問に対する答弁、住民ほけん課長。

○住民ほけん課長（吉川 伸幸） ワクチン接種会場までご自分で行くことができず、ご家族とかお知り合いなどの方からの支援も得られない場合、タクシー

をご活用していただく方法もあろうかというふうに思います。その際、タクシー代がご負担になるような方もいらっしゃる事が想定されることから、住民ほけん課としましては、6月より低所得の高齢者のみの世帯や障害のある方を対象としたワクチン接種に係るタクシー料金助成券を、2往復、2回分を交付させていただいております。その他の事情のある方につきましては、また個別に健康あゆみ課なりにご相談していただければというふうに思います。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁終わりました。質問ございますか。

江議員。

○7番（江 京子） やはり、そうやってタクシー券を利用されている方に対してはタクシー券を増やしたというようなお話だったんですが、いずれにしても家族が見える方でも、高齢な方を家族が休んで連れていくという形になりますので、そこら辺ももうちょっと配慮してもらえないのかなというふうに住民さんからもお話を伺っています。

今、大分ワクチン接種も進んでいるような形にはなっていますが、そういう形で困ってみえる方の声をもうちょっと届きやすいような方法を、これからいろんなことでも考えていってほしいと思いますので、よろしく願いいたします。

次の質問ですが、そういういろんな高齢者のお話もある中で、包括支援センターや社会福祉協議会との連携についてお聞きします。

高齢者の中で介護認定を受けている人はケアマネジャーと関わりを持っています。また、75歳以上で独り暮らし、または75歳以上の高齢者の二人暮らしの家庭には、各地区の民生委員・児童委員さんが関わりを持ってくださっているはずですが、月に一度の訪問はコロナ禍で訪問できないでしょうが、電話やファックスなどでつながってくれています。私の実家の母も94歳で独り暮らしですので、今は訪問はできないけれども、電話で元気ですかというようなお電話、本当に何回もかけてきてくれて、母も喜んでいます。そういう形でワクチン接種予約の話なんかもしてくださっていますけれども、今、一番高齢者の状態をつかん

でいるのは社会福祉協議会や包括支援センター、民生員・児童委員さん、また各ケアマネジャーさんだと思います。個人情報の保護も大事ですが、困っていることを安心に変えることをしてくれる人たちの力を借りることは、住民サービスにつながるとは思います。今どんな形で社会福祉協議会、包括支援センター、ケアマネジャーさんとの連携をしているのか教えてください。

○議長（伊豆 千夜子） 質問に対する答弁、健康あゆみ課長。

○健康あゆみ課長（西岡 郁玲） ケアマネジャーの方々につきましては、高齢者の方に接種券が届く頃に合わせまして、予約に関してのご相談や支援を行っていただくようお願いをさせていただいております。

また、民生・児童委員の皆様には事前に会長様のほうから、既に地域の方で支援の必要な方には支援をしていただいたということで、大変ありがたいことだったんですけれども、今後の64歳以下の方の接種も始まるということもございますので、改めてご協力について、先日文書にてお願いをさせていただいたところがございます。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁終わりました。再質問ございますか。

江議員。

○7番（江 京子） 本当に弱い方たちに直接動いてくれている人たちの力をしっかり借りて、連携取ってほしいと思いますので、これからもよろしく願いいたします。

次に、予約のキャンセルについてお聞きします。かかりつけ医でのワクチン接種の予約が始まりました。そこで、二重に予約を取った人たちがいました。ところが、キャンセルの方法についてもまた予約と同じコールセンターでというような話を聞いて、困ってみえる方も見えました。前回の全員協議会で、町長は予約のキャンセルは役場でできないか考えているのだとお話をされていましたが、その後どうなったのかお聞かせください。

○議長（伊豆 千夜子） 質問に対する答弁、健康あゆみ課長。

○健康あゆみ課長（西岡 郁玲） 二重予約となっている方で、コールセンター

につながらずキャンセルできない方の予約キャンセルの対応につきましては、健康あゆみ課で対応しておりますが、他課に電話が入った場合でも全庁的に対応できるように努めております。

また、先日6月1日、1日限りで地区のコミュニティーセンターで予約支援のほうを行わせていただいた際にも、二重予約をされている方でコールセンターにつながらずに、キャンセルができない方の予約キャンセルの対応も併せて行わせていただきましたので、よろしく願いいたします。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁終わりました。再質問ございますか。

江議員。

○7番（江 京子） 役場のほうでできるようになったということで安心しましたが、そのことをやっぱりいろんな医療関係の病院なりにも伝えてほしいというのをまたここでちょっとお願いしたいと思います。病院のほうに、わしほかにも取っているんやさと言ったときに、じゃ、またコールセンターでお願いしますと言われた人もいたので、病院側にも役場のほうでしますというようなお話を確実に伝えてほしいと思います。

では、次にワクチン接種後の副反応についてお尋ねします。1回目の接種が終わった複数の方が、個々の違いはありますが腕の腫れと痛みがあったと話してくれました。既に2回目の接種が終わった医療従事者の方は39度の発熱があったとの連絡もありました。いずれも熱が出たら解熱剤を飲むように言われたようですけれども、接種後の副反応に対してどのような体制が動いているのか教えてください。

また、解熱剤を飲むように言われるのなら、接種後全員に解熱剤を渡してきているのかも教えてください。

○議長（伊豆 千夜子） 質問に対する答弁、健康あゆみ課長。

○健康あゆみ課長（西岡 郁玲） ワクチンの接種直後に副反応が出た場合につきましては、接種会場の医師や看護師で対応を行うこととなっております。

また、翌日以降に副反応が出た場合は、まずはかかりつけ医にご相談いただ

きたいと思います。かかりつけ医がない場合には、接種した医療機関でご対応いただくこととなっております。

また、休日夜間応急診療所や救急医療情報センターについてもご案内をしておるところです。町内の集団接種会場であります三重ハートセンターと済生会明和病院におきましては、1回目ワクチン接種の際に、新型コロナワクチンを受けた後の注意点と、副反応がある際の相談先のチラシを入れたファイルをお渡ししております。そちらをご利用いただいてご連絡を取っていただくような形となっております。

解熱剤につきましては、公益社団法人の日本薬剤師会によりますと、予防的な解熱鎮痛剤の投与はワクチンの効果が弱くなるという可能性もあるため、お勧めはしていないということでございます。また、医師の診療なく薬の処方認められておらず、予防という目的の薬代は自費扱いということになることから、集団接種会場におきまして全員の方に解熱剤をお渡しするという事は困難であると考えております。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁が終わりました。再質問ございますか。

江議員。

○7番（江 京子） 熱が出た人も同じ解熱剤を飲むのがいいのか悪いのかというのも大分迷われた方もあるんです。解熱剤を飲んで下がりましたけれども、また上がる時に物すごく震えが来て、こんなになったら飲まなかったほうがよかったというような体験をお話しされた方もありました。

熱が出るということは効いているんだというふうに思っているのかちょっと不安に思うところではありますが、またそういう相談が役場にもありましたら、きちんとお話ししてあげてほしいと思いますので、お願いいたします。

次に、医療従事者拡大の考えについてお聞きします。

先ほど課長も少しお話しされたと思うんですが、障害者施設や高齢者施設で働いている方から早くワクチン接種を受けたい、でも僕たちの仕事が医療従事者の枠に入っていないのでと困惑する声をいただいています。現在、医療従事



者の枠は拡大して、働く側も利用している人たちも安心してもらう考えはないかお聞かせください。

今回もらったチラシにも、障害者施設や高齢者施設で働いている人たちの言葉が入っていなかったのも、やっぱり前と同じような考えなのかなと思ってちょっとがっかりしたところでした。

聞くとところによると、ワクチンのキャンセル待ちのような状態で障害者施設の人たちは登録したと。でも、障害を持っている人たちで働く人たちには、まだその登録さえもできていないんだよというようなお話を聞いたので、もう本当にそういう人たちって接する利用者さんと密に接しないとできない仕事ばかりだと思うんです。そういう考え方からも、医療従事者さんの部分の考え方をどうしてもうちちょっと考えてあげられないのかなというふうに思いますが、そこら辺のお話は1市3町では出なかったのかどうかお聞かせください。

○議長（伊豆 千夜子） 質問に対する答弁、健康あゆみ課長。

○健康あゆみ課長（西岡 郁玲） まず、高齢者施設等の従事者につきまして、もともと接種順位としては、高齢者に次ぐ接種順位と位置づけられておりましたため、松阪地域の1市3町におきましては、接種費当日の急なキャンセルなどでワクチンに余りが出る場合に有効活用するという対象者として対応してまいりましたが、先ほど答弁させていただきましたように、現在高齢者施設、障害者施設の従事者の方の優先接種が始まっておりますので、そういった形で現在ワクチン室のほうからも、従事者及び入所者のリストを提出していただいて、接種券を優先的に発送するという作業が始まっておりますので、そのようにご理解いただきまして、お願いしたいと思います。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁終わりました。再質問ございますか。

江議員。

○7番（江 京子） 高齢者施設で働いてみえる人たちが優先的に始まっているということで安心しました。ありがとうございます。

最後に、住民がコロナ対策に対して安心できるような対策についてお聞きし

ます。

新型コロナウイルスに振り回されて皆のイライラがいろんなところへ悪い影響を与え始めています。本当にコロナのワクチンの予約を取るために、こんなに神経がすり減ってイライラしたことはなかった、反対に病気になるわというようなお話も住民さんから聞きました。本当に皆さんすごく疲れてみえるのを感じました。以前と同じことができなくなって、多くのことで見直しをしなくてはなりません。そのためにも住民目線で現場の声をしっかり聞いて、みんなが安心できる対策を考えてほしいと思います。これからの対策、本当に町長はどんなふうを考えているのかお聞かせください。

○議長（伊豆 千夜子） 江議員の質問に対する答弁、町長。

○町長（世古口 哲哉） コールセンターへの電話の関係では大変ご迷惑おかけしました。何度もおわびするしかないんですけども、おわびをさせていただきたいというふうに思います。

今後につきましては、64歳以下の方も始まってきます。できるだけこうならないようにはしていきたいと思いますが、やはり電話の関係になると、一時は集中する部分もあるかも分かりません。その関係でウェブも増やして今回はさせていただくということで対応をさせてもらっているのと、2回に分けて発送するというのも取組をさせていただきますので、ご理解をいただきたいと思います。

今後におきましても、議員がおっしゃいますように、住民目線で現場の皆様の意見も聞かせてもらいながら進めていくという姿勢で、今後もコロナ対策のほうに努めていきたいというふうに思っております。

○議長（伊豆 千夜子） 江議員。

○7番（江 京子） 本当に住民さんの声をしっかり聞いての政策をいろんな面でお願いしたいと思います。

最後に、新型コロナウイルス感染症に対し、日夜を問わず医療に携わってくれている医療従事者の皆様に心より感謝して、次の質問に移りたいと思います。

○議長（伊豆 千夜子） すみません、質問の途中なのですが、お諮りします。

昼食のため、暫時休憩したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（伊豆 千夜子） ご異議なしと認めます。

よって暫時休憩します。

1時からお願いします。

（午前 11時 50分）

---

○議長（伊豆 ） それでは、休憩を解きまして、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時 00分）

---

○議長（伊豆 千夜子） 江京子議員、質問ございますか。

○7番（江 京子） 引き続き、質問させていただきます。よろしくお願ひします。

次は、町内の鳥獣被害、水田被害対策についてご質問します。

町内の昨年度、被害状況についてお答えください。従来の鳥獣被害に加えて今、外来生物による様々な農作物への被害が深刻になっています。明和町は第1次産業である農業がまだまだ活発な町です。しかしながら、それを担っている年齢層は高齢者がほとんどです。被害が拡大していけば、その人たちのやる気にも影響を与えてしまいます。

現在、町内ではどんな形の被害がどんな規模で発生しているか、お答えください。

○議長（伊豆 千夜子） 江議員の質問に対して答弁願ひします。

産業振興課長。

○産業振興課長（堀 真） 主にイノシシの被害についてのご質問と考えさせていただきます。幸いにも人的な被害は発生しておりません。農作物の被害でございますが、三重県農業共済組合松阪飯多支部に確認しましたところ、明和町管内におきましては、平成30年度で米で111筆、84.7 a、共済金67万4,000円の補償がございました。令和元年には同じく米で9筆、182 a、37名の補償がございました。また、令和2年度には2筆、36 aの申請がございましたが、共済金の支払いまでは至っておりません。この数は氷山の一角であり、毎年自治会に依頼をさせていただきまして、被害状況の聞き取りを行っております。その内容について報告させていただきます。

各自治会の被害状況報告によりますと、水稻の被害が面積で227 a、果実で8 a、野菜24 a、被害額は金額の申請のないところもございました。おおよその推計にはなりますが、全体で100万円等の被害が出ているものと考えられます。獣害被害とはっきり分からないケースや被害を受けていても報告が上げられない方もおみえになると思います。実際にはさらに多くの被害があるものと考えております。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁が終わりました。再質問ございますか。

江議員。

○7番（江 京子） 以前にも農業の方たちと話ししたときも、やはり、どうせ申請出したって何もしてくれへんのやでというようなお話はたくさん伺っております。この令和2年のイノシシの被害が減ったというのは、猟友会の人にもお聞きしているんですが、豚熱による自然に山で死んでいるイノシシがあるのかな、わなにかかる数も少ないんやわというようなお話も伺っているようなことでした。本当に作っている人たち、高齢な人たちで一生懸命されているので、なるべく被害を上手に酌み上げていただけるような対策をこれからもお願いしたいと思います。

次に、有害鳥獣駆除の報酬についてお聞きします。

どの地区でも同じですが、有害鳥獣駆除を各地域の猟友会にお願いしている

ようです。以前の質問で明和町が被害状況を県に報告していないので、国県からの補助をもらえていないと、ぜひ報告して補助交付金をもらうようお願いしました。今年の予算のとき、補助交付金がもらえるようになったはずなのに、報奨の金額が変わっていないので質問しました。その答えは近隣市町と合わせたとの回答でしたが、本当にそうでしょうか。私が調べたところ、イノシシについては、多気、大台、もうほとんど大人のイノシシで成獣で1万円、幼獣で5,000円でした。猟友会のメンバーには大変なお仕事を頼んでいるわけですから、せめて近隣の市町に合うものにしてあげてほしいと思いますが、考えをお聞かせください。やっぱり猟友会の人たちも、その仕事をするのになかなか仕事が多いというようなお話も聞いていますし、その設置する仕事も大変なんやというようなお話を聞いておりますので、その点、お考えお聞かせください。高い地区では、イノシシ1頭1万5,000円も払っている地区もありました。

また、猟友会に入る鳥獣免許のわな免許とか、免許の取得に関しても補助金の制度があるところもありました。他の議員からの質問の中で、役場職員の猟友の免許の話も出ていましたが、その後の動きは明和町ではそういう補助の考えはないのか教えてください。高齢化も進む猟友会を強化して、町としてどのように支援していくのかもお答えください。

○議長（伊豆 千夜子） 江議員の質問に対して答弁、産業振興課長。

○産業振興課長（堀 真） 有害鳥獣の駆除につきましては、猟友会にお願いをさせていただきまして駆除していただいております。日々お世話になっているような状況でございます。

有害鳥獣の駆除につきましては、イノシシ1頭当たり7,000円を支給させていただいております。一昨年の5,000円から増額をさせていただいております。財源的には補助金を充当している状況でございます。

今回、近隣市町より報酬が低いのではないかというご意見をいただきましたので、各市町を確認させていただいたところでございます。

伊勢市におきましては8,000円、玉城町7,000円、松阪市1万円、多気町で1

万円の報酬、また、近隣で一番高かったのが度会町で1万2,000円と聞かせていただいております。

今まで議員の申されるように、町の単費でイノシシの捕獲に対して報酬を支払っておりましたが、補助が出るようになりました。町といたしましては、財政的に厳しく一昨年より2,000円を増額させていただいたところで、猟友会の役員会でご協議を願い、ご承認をしていただいたところでございますので、ご理解を賜りたいというふうに思います。

次に、免許取得の補助でございますが、わなの免許取得には1万円の補助を出させていただいております。おおむね、初心者には2万円程度の受講料等がかかってまいりますので、おおよそ半額を補助させていただいているような格好でございます。こちらにつきましては、広報の4月号、6月号にもご案内をさせていただいているような次第でございます。

次に、役場職員の免許取得でございますが、こちら第6次総合計画、3月にお認めいただきまして、まだ2か月ちょっとしかたっておりませんので、まだそのように具体的に町の職員がどうこうというふうな話にはなっておりませんので、ご理解を賜りたいというふうに思っております。

若手が猟友会の会員の中へ入っていただくことで、今後の猟友会の強化につながるものだと考えているような次第でございます。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁終わりました。再質問ございますか。

江議員。

○7番（江 京子） 今、課長のほうから、わな免許の取得には1万円の補助というようにお話がありましたが、狩猟免許のほうは補助は出していないんですか。

○議長（伊豆 千夜子） 質問に対する答弁、産業振興課長。

○産業振興課長（堀 真） 失礼いたします。

狩猟免許につきましては、明和町内でなかなか鉄砲を撃っていただく場所も知れております。そういう状況の中で、わなの推進ということの中で、わなに

のみ補助金を出させていただくような状況でございます。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁終わりました。

再質問、江議員。

○7番（江 京子） そういうのなら、わな免許を拡大してもらうように今後もお願いいたします。

次に、報酬対象となる有害鳥獣の種類拡大についてのお考えをお聞かせください。

県内農林水産業に被害を与える有害鳥獣の種類が増えています。それに伴い被害も増えています。他の市町では報酬対象の生き物を増やして、町ぐるみで駆除に力を入れているところもあります。例えばイノシシ、鹿、猿のほかにアライグマ、ハクビシン、カモ、カラスなどにも報酬を出しているようです。

明和町でも、特にアライグマ、カラスが増えて被害も出ているようです。対象拡大の考えをお聞かせください。特にアライグマ、ハクビシンは、木に登りますので、ブドウ農家の被害が拡大しているという話も聞いていますので、そこら辺の拡大の考えをお願いします。

○議長（伊豆 千夜子） 質問に対する答弁、産業振興課長。

○産業振興課長（堀 真） イノシシ以外の有害鳥獣の捕獲に対する報奨でございます。

国の補助では、イノシシ、鹿、猿、熊等に対してのものでございます。町内では、イノシシ以外の有害鳥獣につきましても、猿がたまに出没することはございますが、そのほかについては見受けることはなく、被害も発生していないような状況でございます。

近年、議員申されますように、町内各地で外来動物が多く見られております。猟友会員に限りますが、猟友会員が個人のわな等で捕獲した場合については、アライグマを含む他の動物につきましても、1頭2,000円、鳥については1羽1,000円の報酬を支払いさせていただいております。

特にアライグマの捕獲につきましても、昨年、町の貸し出したおりで捕獲さ

れ、当課職員が処理を行ったのが80頭ございました。この業務に2人単位で対応させていただいておりますので、一般業務にも少し支障を来してきているような状況がございます。このことを受けて、猟友会さんにおりの貸出し、有害鳥獣の処理を含めてお願いできないか先般の会議から協議をお願いをさせていただいておるところでございます。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁終わりました。

質問ございますか。

江議員。

○7番（江 京子） 本当にあのアライグマは繁殖力が旺盛で、あっという間に増えていくというのを聞いておりますので、猟友会の方たちの力を借りて相談して、いい方向に持って行ってほしいと思います。よろしく申し上げます。見た目はかわいいアライグマですけれども、気性が荒いのでアライグマという形で、とても危険だと思いますので、よろしくお願ひいたします。

では、次に、水田被害ジャンボタニシの駆除のための助成制度についてお聞きします。昨年のジャンボタニシ助成制度の申請件数を教えてください。

田んぼに水が入り始める頃からどこからともなく現れるジャンボタニシ、田植えが始まると稲の苗の食害の話をあちこちで聞くようになります。本来は低温に弱く冬は越せないとされてきたジャンボタニシですが、暖冬の影響で田んぼの土壌が3度以下に下がらなくなり、成員のまま越冬する個体が増え、被害が拡大しています。昨年も助成額を増やしてもらいましたが、多気郡農協と連携して申請書を営農センターに置くのに力を入れてもらっています。このところ、できれば申請も営農センターでもらえたらと思いますが、その点も教えてください。

ジャンボタニシですけれども、1匹で4,000個の卵を産むと言われていています。今ぼちぼちピンク色の卵の塊がいろんな水路のところで見られるようになりました。私もその都度、水に落とすと死ぬということで水に落として駆除はしておりますが、やっぱり町ぐるみでやっていただくのがいいと思います。その点



のお話もお答えください。

○議長（伊豆 千夜子） 再質問に対する答弁、産業振興課長。

○産業振興課長（堀 真） 失礼いたします。

ジャンボタニシの駆除におきましては、令和2年度で補助制度をご活用していただいた農家の皆様は56件ございました。薬剤散布面積は全部で約150haに上っております。金額といたしまして、トータルで94万3,000円の補助を実施させていただいております。

また、この実績のうち、認定農業者及び500 ha以上の耕作を持つ農家の申請が16件あり、散布面積が約113 ha、補助金は70万1,000円でございます。

議員申されるように、現在、申請書は農協の営農センターに置かせていただいております。農家の皆様方におかれましては、長靴、作業服でなかなか役場には行きにくいとの声も聞かせていただいております。申請の受付もさせていただくよう先般昨日私も営農センターに行かせていただいて依頼をさせていただいたところで、現在は申請の受付も行っております。営農センターは、休日も開所しておりますので、より申請がしやすくなったかと考えております。

また、営農センターにも役場同様、松阪地域農業福祉センターが発行した冊子のほうも置かせていただいたような状況でございます。

それから、全体的にどうこうという話なんです、議員申されますように、個々の農家さんがやってくるとなかなか限界がございます。そのような中で、現在町が推奨させていただく多面的機能一時支払交付金という事業がございます。こちらを活用させていただいて、団体として今言われております水路、排水路これは線的なものでございます。こちらの駆除をできないかということの中で、松阪農林とも協議をさせていただいております、これを基礎活動の一環としてできないかということで、現在話を進めさせていただいているような状況でございます。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁終わりました。

再質問ございますか。

江議員。

○7番（江 京子） 今、お話しいただいたように、営農センターで受付もしてもらえるようになったということで、とてもありがたいと思います。ただ、日曜日に営農センター開いているので行ってきたんですが、営農センターの一番入り口にジャンボタニシの補助をやっていますというチラシが入っていないんです。一番奥にその申請用紙が置いてありましたので、できれば、もっと農家さんに分かるように、貼ってほしいなというのをお願いしておきたいと思います。でも、営農センターが受けてくれるということはとてもありがたいと思いますので、このことを農家さんにも分かるように広報してほしいと思いますので、その点、知らんだわという方も結構おりますので、お願いいたしたいと思います。

次に、この対象事業者の拡大と近隣市町との連携についてお願いします。

以前、ジャンボタニシは明和町にいなかったと思います。私が一番初めにジャンボタニシの卵を見たのが、もう20年前ぐらいに松阪の川、用水路で初めて見たので何だろうと思うような状態でしたが、本当にもう二、三年たったら、もう明和町の水路にもいたというぐらい繁殖力がこれがまたすごいです。本当に水路や作業用の機械のタイヤにひっついて運ばれてきたりというのも聞いています。でも、こう思うと被害を食い止めるためにも近隣市町との協力は欠かせないと思います。申請書には自分の地域の水田のみが対象になっていますと書いてあります。それは松阪も一緒です。

そこで今現在、農家さんが自力で稲作をしているのは町の全体の何割の農家さんでしょうか。本当に町内の認定農家さんもあるんですが、下御糸の地域でも松阪、伊勢からの事業所さんが明和町の田んぼの稲作を請け負っているという面積がどんどん増えてきていると思います。そういう他の地域の事業者さんは、この明和町の補助の対象になっているのかということも教えてほしいと思います。お願いします。

○議長（伊豆 千夜子） 質問に対する答弁、産業振興課長。

○産業振興課長（堀 真） まず、農家さんが自力で稲作をしているのはどの程度あるかというご質問でございますが、現在、町内の田んぼの農地集積率という率がでございます。こちらの集積率が58.61%でございます。残り42%が計算上は自ら耕作をされておるということで680haの方が計算上は稲作をされているというふうに数字的にはつかませていただいております。ただ、それ以外、ヤミで小作というふうなこともございますので、これはあくまでも数字的ということでご理解いただきたいと思っております。

それで、また他の地区の事業者について町内の補助につきましても、補助対象とさせていただいているようなところでございます。また、逆に松阪も確認させていただきましたが、明和の耕作者が松阪に行かせていただいても松阪は補助対象とさせていただいているような状況でございます。

町といたしまして、昨年開催された知事との1対1対談でも申入れをさせていただき、その後、三重県が事務局として開催させていただいております松阪営農連絡会議、松阪、多気、明和、大台と関連する農協JAが参加する会議で議論をさせていただきまして、3月には松阪地域農業改善普及センターから冊子が発行されております。その中でジャンボタニシの発生予防の対策について詳しく書かれておりました、当産業振興課並びに農協の営農センターにも置かせていただいているような状況でございます。昨年度はコロナ禍で認定農業者との協議はございませんでしたが、そのため話合いは行われておりません。農業委員会等でも周知、広報をさせていただきまして、何かございましたら役場までご相談くださいということの中で、周知をさせていただいているような次第でございます。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁終わりました。

質問ございますか。

江議員。

○7番（江 京子） 近隣からみえている事業者さんも対象になっているという

ことで、松阪もそうだとということです。なら明和町は、薬剤の2分の1の補助、個人5万円、大口農家が10万円、でも松阪は補助額3分の2でかなり多いわけです。ここのところ、一緒にできないのかどうかというのをお聞きしたいんですが、お願いします。

○議長（伊豆 千夜子） 再質問に対する答弁、産業振興課長。

○産業振興課長（堀 真） 一度、各市町の状況も確認させていただいて、多気は私とこのを参考にさせていただいていると伺っているふうに思っておるんですけども、松阪市さんが3分の2ということになってまいりますと、16%ほど多いのかなというふうに考えております。

先ほどの補助の関係もあったわけなんですけど、町財政非常に厳しい折に、単費をどんだけ投入できるかというところもございますので、検討させていただくということで答弁させていただきたいと思っております。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁終わりました。

再質問ございますか。

江議員。

○7番（江 京子） ぜひ、この一番もとでたくさんジャンボタニシが発生しているところで何とか食い止めてあげたいと思います。本来は多気や大台にはもういなかったものが今年、去年ぐらいになって、大台にも来たんやさというようなお話を聞いているので、何とかみんな地域ぐるみでしていくというようなお話をしてほしいと思います。越冬するんですが、以前は浅いところで越冬していたというのを聞いていて、水温が下がれば死ぬということだったんですが、この間、北部の農林の研究所のほうに行きましたら、耕した50cm下からも出てきたということで、かなり深いところでも越冬するというのが分かってきていますので、そこら辺も考えて駆除を推進してほしいと思いましたので、よろしく願いいたします。

次に、申請者に分かりやすい申請方法についてお聞きします。

昨年、薬剤を散布したにもかかわらず、申請を見送った農家さんがありまし

た。尋ねると水田農家とは書いてあるが、対象がはっきり分からないと言われました。大口農家、認定農家だけだと人から言われたそうです。確認すると、水田農家とは書いてありましたが、補助率等の欄には水田農家全体の記載がなく、認定農家、耕作面積5ha以上とありました。簡単なことですが、他の市町の案内も参考にして申請しやすいものにしてほしいと思います。

ジャンボタニシもそうですが、もっと近隣市町と協力、改善して住民や農家さんの安全につなげてほしいと思います。有害鳥獣駆除、ジャンボタニシ駆除のネットワーク的なことはされていないのか教えてください。

○議長（伊豆 千夜子） 再質問に対する答弁、産業振興課長。

○産業振興課長（堀 真） まず議員からご指摘というか、一般質問の原稿をいただきまして、案内のパンフレットを確認させていただきました。対象がはっきり分からないということの中で、もう早速、追記をさせていただきます、一般稲作農家の皆様方には5万円出しますよということの中で変更させていただきました、そのパンフにも既に交換はさせていただいておりますので、そういうことをご理解いただきたいと思います。

今後ほかの市町も確認させていただいて、より農家の皆様が分かりやすいように努力はさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

それで、次に、今後の近隣の市町との歩調合わせということですが、これは歩調を合わさせていただくことは重要だと考えております。いろいろと他の市町の課長とも会う機会もございますし、JAとさせていただくこともございますので、その場でいろいろと話をさせていただいているところでございます。

その中で、先ほど申させていただきましたけれども、多面的支払交付金、これは明和町だけで実施をさせていただいているものではございません。全国的にやらせていただいております、三重県でも多くの組織があるような格好でございます。こちらについて、県下的にこの用水路に付着されております卵、こちらを除去できる、これを実践できるように県農林を通じて話をさせていた

だいているようなところでございます。完全な駆除というのと、なかなか無理だというふうに思いますが、今後も稲作の被害が少しでも低減できるよう努力をさせていただきたいと考えるような次第でございます。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁終わりました。

再質問ございますか。

江議員。

○7番（江 京子） 早速チラシも直してもらったということでありがとうございました。農家さんたちが申請しやすい方法を取ってほしいと思いますので、営農センターもなかなか奥のほうまでは農家さん行かないので、できれば入り口でできるような形を取ってほしいと思います。

最後に、これなんです、これは北部農林水産事務所で教えてもらってきて作った苗箱を利用したジャンボタニシの捕獲機です。廃品利用で作れまして、これも下御糸の農協女性部で作ったものなんですけれども、もともとこういうのを進めてもらって、これしょっちゅう田んぼのジャンボタニシを網ですくっているおじさんところでも、朝見に行ったら1日で50匹ぐらいのジャンボタニシがかかっていたと言っていましたので、1匹捕ったら4,000匹捕ったと思うように、どんどんこういうのも進めていってほしいと思いますので、これからもJAとしっかり連携してもらって進めていってほしいと思いますので、よろしくお願いいたします。

これで質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（伊豆 千夜子） 以上で江京子議員の一般質問を終わります。

質問者が交代いたしますので、質問席の消毒を行います。

しばらくお待ちください。

○議長（伊豆 千夜子） それでは、4番通告者は、北岡泰議員であります。

質問項目は、「ワクチン接種の円滑な推進」「農業施策」の2点であります。

北岡泰議員、登壇願います。

（10番 北岡 泰議員 登壇）

○10番（北岡 泰） 議長より登壇のお許しをいただきましたので、2点において質問をさせていただきたいと思っております。

まず、1点目がワクチン接種の円滑な進捗についてをお伺いいたします。

本年2月より医療従事者の方を対象としたワクチン接種が先行して始まり、4月には65歳以上の高齢者の方から優先接種が始まり、いよいよ本格的に国民を対象とした接種が始まっています。新型コロナの感染収束に向けてはワクチン接種が大きな鍵を握っております。

これだけ多くの国民の方がワクチン接種を一斉に受けていくという国家的一大プロジェクトを推進するためには、まず何よりも各自治体において円滑かつ安全に接種できる体制をしっかりとつくるのが大切であると考えます。

各自治体は、今それぞれ財政状況、人口規模や医療機関の数をはじめ、全てにおいて事情が異なります。その中で今、自治体は地域の実情に応じて医師会等関係機関の協力もいただきながら、最善の接種体制を構築するために尽力いただいているところでございます。

私ども公明党は、これまでも自治体が安心・安全で円滑な接種体制を構築することができるよう地方の声を踏まえ、菅総理にも緊急提言を行ってまいりました。それらを通じ、自治体に新たな費用負担が生じないよう十分な財政措置を行うことと接種のための医師、看護師確保に向けた支援など、必要な措置を推進してまいりました。

また、ワクチン接種体制の構築に向けまして自治体の実情や要望を確認するために、2月28日から3月7日まで全国的に自治体の意向調査を実施いたしました。党独自の全国ネットワークを最大限に生かしまして、党所属議員が住民

への接種を担う市区町村への聞き取りを行い、1,287市区町村から回答を得ました。結果としてワクチン接種に関する情報が不足していると訴える自治体が9割を超えたところでございます。この自治体意向調査を基に政府に提言などを行いまして、安心・安全で円滑なワクチン接種体制の構築に向けて、私どもはこれからも尽力していく意向でございます。

先ほど、江議員が主要な点は質問をされておりますので、私は前提で原稿を10点ほどに分けて質問を出させていただきましたが、まずは全体の質問をさせていただきたいと思います。

三役及び担当課長さんには、この資料をお渡しをしてありますが、明和町行政のほうで6月11日までの1回接種、2回接種の数字をまとめていただきました。松阪市あと多気郡3町ですね、現状はどうかという話を一遍確認をしたいと思います。

松阪市においては、1万1,317人が第1回接種で一応23.5%の方々が終了しているというお話でございました。明和町は1,177、17.3%という数字をいただきました。多気、大台も同様の数字が出ております。

それに比較して、これは1市3町でセンター方式を取ったという形で、いろいろ先ほど江議員の質問にもありましたけれども、なかなか予約が取れない。そういうトラブルも抱えながら、ここまで進めていただいたと思います。

ただ、伊勢のほうは伊勢市医師会と協議をされたようで、それぞれ各自自治体自身が責任を持って自主的に進めていこうということで、今推進をしております。

伊勢新聞に載りましたのは、志摩市が1万7,047人、85.5%かな、もうちょっと数字は違うかも分かりませんが、接種希望者が全体の高齢者人数が1万9,926人に対して1万7,860人、89.6%、もう少し数字が違うかも分かりませんが、この接種を希望するというほとんどの方が受けたいというふうに望んで、それに対してこれは意向を確認したんですね、志摩市は。打ちますか、打ちませんか。要するにワクチンの確保をしなくてははいけませんので、こ



れだけ打ちたいというので、じゃどうい体制を取ってそれぞれ私たち自治体が進めなくては行けないかという確認をしながら、一つ一つ丁寧に進めていた結果で、こういう状況になったというふうに聞いております。

また、伊勢市のほうは、順調にやっぱりこれも1万4,861人ということで3万9,466人の65歳以上の高齢者に対しまして36.7%、また度会町に聞かせていただいたら、度会町はやはり確認をしながらまずは85歳まで、その次は75歳まで、その次が65歳までということで、区分を切って接種体制を進めてきたということで、度会町も約5割の方々が接種が進んでいると。これはちょっと事務局を通じて玉城、度会の数字はいただいたんですが、市に関しては、私どもの議員のほうを通じてちょっと教えていただきました。

鳥羽市や志摩市は、大体鳥羽市では、7月4日に希望者全員の接種が完了するとか、そういう数字が出ております。

まず、この三重県下でも、三重県全体が全国の中でもワーストのほうに入っているという、この接種状況がまず1点あります。そこに向けて、また松阪市のこの1市3町体制のコールセンターでやるという進め方が、もう一つ手間取っております、今こんな状況が出来上がっているという状況ではないかなと。それに向かって、これをもっと早くするというので、今様々に取り組んでいただいておりますけれども、先ほど江さんが聞かれたように、これ大丈夫なのという考え方が出てまいります。一度やはりリセットをどこかでできないのかなというふうに思うんです。コールセンター方式をいつまで続けるのか。これをちょっと確認をしたいと思っております。

周辺自治体の状況を見ますと、それぞれの自治体で先ほど説明しましたように、接種計画を立て接種を推進する方が順調に進行しているというふうに思われておりますけれども、うまく予約が取れない。こういう住民の皆さん方のストレスや不安というのが非常に大きいな、もうこれは、ここで完全に65歳以降のことは切り替えて、明和町単独で進めるべきであるのではないかとというふうに私は思うのであります。

先ほど言いましたように、明和町と比べて非常に医療機関の少ない度会町では、まずはそういう年齢区分をして順調に接種を進めている。そして住民の皆さんが不安がないんです。明和町さん、まだそんなことやっとのと逆に言われてしまう、そういう状況に今なっています。そこの部分の町長さんの考え方ですね、いや今昨日か、おとついか、松阪市長がまだこれから64歳以下の推進をこうやってしていきますと言って、クラギホールで推進しますみたいなので話をしていますけれども、私ちょっと松阪議会のほうへ聞いてみましたら、クラギで打ったんは4,000弱ですわ。一般医療機関が私ともとって松阪市は非常に個別の医療機関がこの接種を推進していただきまして、1週間ちょっとで1万人以上の方が打つとる。それは分かっているだけの数字で、まだ個別にきちんと申請上がっていないから、もっと打っているかもしれない。要するに集団接種をするよりも、もっとしっかりとした体制が取れる可能性が多いのに、これに固執してしまっただけで前へ進まなかったら、一体どうなるのかなという心配がございますので、全体を含めまして町長のお考え方をお伺いしたいと思います。

○議長（伊豆 千夜子） 北岡議員の質問が終わりました。

これに対して答弁願います。

町長。

○町長（世古口 哲哉） 北岡議員のほうからワクチン接種の関係、特にコールセンターという形の1市3町で進めていくのをどうしていくかということのご質問をいただいたところです。

本当に江議員さんのときの答弁のほうでも、大変コールセンターの関係ではご迷惑をかけたということでおわびを申し上げたところなんですけれども、確かに今回電話での予約ということで、一斉に集中したということで本当に申し訳なかったわけなんですけれども、今回、ワクチン接種に当たっては、やはり当初のときに、本当にたくさんの人数をいかにして打っていくかという中で、非常に各市町、やはりどういうふうにやっていくかというのに非常に不安を持

っていたところなんですけれども、1市3町の部分につきましては、寄る機会も多かったですので、やはり一緒に進めていったほうがうまく進むんじゃないかという相談があって、動いてきたところですよ。

その中でコールセンターとかのやり方、予約の受け方とかは、確かにその各市町でやったほうがスムーズに行く部分もあるかとは思いますが、やはりそこに行くまでの接種体制を整えるときの体制といいますのは、やはりほかにもいろんな調整とかがあります。特に医師会さんとの調整、それぞれの個別の病院さんとの調整とかいろいろある中で、やはり本当に非常に業務的にも難しいところもありますので、やはり3町でやってきて松阪市さん主でやってきていただいて、そこら辺のところはきちっとやっていただいておりますというふうに思っております。

そうした中で、65歳が終わって、今度64歳以下になってくるわけなんですけれども、現在のところ、いろいろ65歳がコールセンターに集中したところも反省する中で、予約を若い方もみえますので、ウェブをちょっと中心にするとかいう形で進めると。それから募集の期間も2回に分けてということで、接種券の発送を2回に分けるという形を取ったりとか、そういった形で前回にはないちょっと工夫をどこまでやれるかという中を協議した中で、1市3町のワクチン接種の推進室のほうで考えていた中での取組ということで、今回させていただきます。とはいえ、やはり電話をかける方も多いのではないかとこの部分もありますので、そこは明和町としましては、予約が開始するその日についてはネットとか、やっぱり不慣れな方もみえるのではないかとこの思いの中で、65歳のときにもうちょっと遅ればせながらですけれども、6月1日のクラギが再開したときに、ウェブ申請の支援という形でさせていただきましたので、今回も支援をしていくような方向で考えております。その中で、できるだけ電話ではなくウェブのほうでいけるような形を取っていきなというふうに思っております。そうした中で、64歳ももう始まってきておまして、ワクチン推進室のほうで進めてきていただいておりますので、今現在の中で、それを解消し

てという話はないと思いますし、大変お世話になって進めてきていただいておって、うちとしては本当に助けていただいているのも多分にありますので、今回のこの令和3年におけるワクチン接種の部分につきましては、このままの体制でいかせていただいて、よりスムーズに行くように、今後協議を重ねながら進めていきたいというふうに思っているところです。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁終わりました。

再質問ございますか。

北岡議員。

○10番（北岡 泰） 非常に分かりますので、ただ、住民側サイドとしては、いかにスムーズにさせていただくのかというのが大事。国のほうもいかにスムーズにしてもらうのかというのが大事。そこの進捗率が三重県の中でも、こういうセンター方式でやっとなのは、この松阪市と3町だけですので、どうしても比較をされてしまいます。うまくいってないなというのもばればれなんです。それから、そこの部分のどんなふうにもっと前へ押し出していくのか。

国のほうは、今大きな企業さんには企業で打ってくださいね、推進してくださいねという話が出てきています。明和町でも大きな企業さんもありますけれども、もし小さな事業者さんのための各種団体、商工会さんであるなり、商工会さんよく個別の健診をやってもらっていますので、どこか場所を借りて医療機関と提携して、もしワクチン接種をしたい。また、JAさんなんかも農業従事者の方々を集めてJAが打ちたい。こういう団体さんがそういう方向性を打ったときに、ここの調整というのは、うまくいくのかなというのをちょっと心配をしておりますので、もう実際に64歳、ダッと動き始めたら今度はそういうこともどんどんいろんな課題が出てきますけれども、この現状の体制でその対応が全部できるのかなというのが私自身心配がありますので、一遍どう考えてみえるのか確認をさせていただきたいなと思って質問しております。もう一度よろしく申し上げます。

○議長（伊豆 千夜子） 質問に対する答弁、よろしいですか。

町長。

○町長（世古口 哲哉） 職域接種の関係との整合という形になろうかと思えますけれども、職域接種は県のほうで、今ちょっと取っていただいております、県のは1,000人以上の事業所さんでしたかね、どんだけか数字出ていたと思うんですけれども、それと大学のほうもどんだけかの大学が打たれるということで、聞かさせてもらっております。そこら辺の手挙げてきたところの職域の中でやられるところと、それでその中に明和町がおった場合という形は当然出てきますので、そこら辺の打った方をどういうふうに、こちらとして把握していくのかという部分は何としても必要になってきます。そこら辺をどういった形でやるかというのは、まだ今ちょっと決まっていなみたいですので、当然それはもう3町でやるか、もし単独でやるとなったら当然うちがやらないかん話なんですけれども、やはりある程度は各市町のほうのやつになるのかなと思います。ですので、3町でまとまってやる部分もありますけれども、それはやっぱり個々で個々の市町でやる部分も当然出てくる部分があるかと思えますので、そこら辺はすみ分けも含めながら、一緒にやっていったほうがいいところはやって、分けてやったらやれるところで工夫してやれるところというのがあれば、そこは工夫しながらということも今後については考えていきたいというふうに思えますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁終わりました。

北岡議員。

○10番（北岡 泰） 初めてのことでですので、様々に工夫をしていただきたいというふうに思えますし、実際動き始めるといろんなことがあります。どこへ電話したらいいんやろという話になってきます。だからやっぱり自治体がちゃんと受けて、どういうふうにするんだという考え方を示してもらえるように、もう新聞やいろんなものにはそういう流れが出てきていますわね。小さな町でも商店街全部が一斉にワクチン接種しようかなんというの、もうテレビであっちこっちで言ってますわ。だから、そういう情報が入って明和町やったらどう

なんて。商店街はあらへんけれども、商工会やろなというふうに考えるのが普通で、それを実際動き始めて問合せが来たらどう対応するんやということも踏まえて、しっかりと体制整備をしていただけたらなと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

次に、接種順位の上位に位置づける基礎疾患を有する者についての検討はという話をさせていただきたいと思います。

先ほど、江議員の質問にもありましたけれども、優先順位に関しては5月24日に厚生労働省より事務連絡として基礎疾患を有する人への接種に係る情報提供についてが届いておりますと。基礎疾患を有する人の想定人数や個々の内容把握というのは、やっぱり行政がしとらないかんというふうに僕は思うんですけども、申請主義ですから、どうぞと、この前のペーパー全部、各戸配布したので、それでおしまいみたいな話にはなかなかならんのかなと。やっぱりきちっと広報して非常に分かりにくかったりしますので、それぞれのかかりつけ医に聞いてみるなり、何なり始まっておるとは思いますけれども、現状本当にこれでいいのかなというのがちょっと僕は心配なので、再確認したいのと、先ほどありましたように、障がい者をお持ちの方、様々にあると思うんですけども、障がいの方を抱えているご家族、障がいを持っているというのは、いろんな障がいがありますので、なかなかマスクをしない障がいというものもあると思うんですよね、できない。そういうご家族に対しては、やっぱり相談体制きちんと取って、そのご家族も含めて1つの枠内で優先接種枠に入れてあげるとか、そういういろんな検討が必要だと思うんですけども、そこら辺はどういうふうに考えてみえるのか。お示しをいただきたいと思います。

○議長（伊豆 千夜子） 質問に対する答弁、健康あゆみ課長。

○健康あゆみ課長（西岡 郁玲） まず、優先接種対象となる基礎疾患につきましては、身体障害者手帳や療育手帳、あるいは精神障がい者の保健福祉手帳に該当しない疾患をお持ちの方やあるいはBMIが130以上という肥満の方も対象となることから、全ての対象者を把握することはちょっと困難かなというふ

うに考えております。

国のQ & Aによりますと、基礎疾患を有する者をあらかじめ自治体で把握し、接種券の発送を分ける必要はないという見解が出ております。また、基礎疾患を有する者の確認については、診断書などの証明書は必要としないということで、あくまでも自己申請という形で構わないという形になっております。

つきましては、この1市3町では、その基礎疾患を有する方につきましては、先日本お知らせしましたように、接種券交付に係る申出書により、申出いただいた方に優先的に接種券を発行させていただき、接種券が届き次第、ご希望の医療機関などへご予約をお取りいただくということになっております。基礎疾患をお持ちの方、ほとんどかかりつけ医さんがおみえになる方も多いかと思いますので、かかりつけ医さんにご相談の上、申請をしていただくということも1つの方法かなというふうに考えております。

先ほどおっしゃられた障がい者の方の家族も含めてということですが、ご家族の方で基礎疾患をお持ちの方であれば、一緒に申請も可能かと思えます。ただ、55から64とか、それ以下の方の接種券についても、段階的に発行させていただきますので、そういった方法で、機会を一緒のようにしていただいて接種をしていただくということは可能かなというふうに考えております。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁終わりました。

再質問。

北岡議員。

○10番（北岡 泰） ぜひ、少し余裕のある取組をもっとしていただきたいなと思います。どなたが打とうと2回打てば終わりなんですから。そこら辺はあまりがんじがらめにしないで、余裕があるような体制をしていただけたらなど。またいろんな問合せがあれば、対応していただきたいなというふうに思っております。

次に、障がいをお持ちの方々に対する合理的配慮という点でお伺いをしたいと思えます。

厚生労働省から3月3日に事務連絡として新型コロナウイルス感染症に係る予防接種に関する合理的配慮の提供についてというのが届いておりますが、おのこの障がい特性を踏まえた適切な配慮の提供に当たって、視聴覚障がい者情報提供施設との連携や精神、知的、発達障がい者情報提供団体との協議をどのように進められているのか。もう完璧に終わっているのかというのを伺いたしたいと思います。

○議長（伊豆 千夜子） 質問終わりました。

答弁、健康あゆみ課長。

○健康あゆみ課長（西岡 郁玲） まず、聴覚障がいの方につきましては、新型コロナワクチン室のほうに松阪市の聾啞協会様のほうからお申出がありまして、聴覚障がいの方については電話がご利用できない方については、集団接種の予約申込書をファクスで一旦送っていただいて、そちらで予約支援の対応を行っているということです。またクラギ文化ホールにつきましては、手話通訳者やタブレット端末を使った支援も行っているということになっております。精神とか知的、発達障がいの方が接種がスムーズに受けられるように会場の設営の方法であったり、また、専門医療機関との調整など必要に応じて今後も新型コロナワクチン室と相談しながら進めていきたいと考えております。また、障がい福祉サービスを活用して接種が可能な場合につきましては、その支援を町のほうの窓口でも対応を行っていきたいと思っております。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁終わりました。

質問、北岡議員。

○10番（北岡 泰） よろしくお願ひしたいと思います。

ちょっと障がいをお持ちの方の親御さんから心配やというふうに言われたので、お聞きをしますが、この発達障がいのお子さんとか、もう子どもさんじゃないんです。もう大きくなってきたような子どもさんですと、注射打つときにそれだけで暴れ出したり跳びはねたりする可能性があるんで、その障がいの特性に応じたドクターにさせていただくのが一番いいんですけど、そこはそういう体



制を取れないのかというふうに聞いてもらえた方がおみえになります。そこら辺については、相談体制とかというのは、健康あゆみ課に相談かけたらこのドクターのところはどうですかとか、かかりつけ医でそうできませんよというところがあれば、どんなふうにするのかというのを健康あゆみ課へ問合せをすればいいのか。ちょっと一遍確認をしたいと思います。

○議長（伊豆 千夜子） 質問に対する答弁、健康あゆみ課長。

○健康あゆみ課長（西岡 郁玲） 先日、ちょっと済生会の明和病院さんにお伺いさせていただいたときに、なでしこさん、重度心身障がい者の施設をお持ちということもございますので、そういったなかなか接種が困難な方についての対応を考えていただけないかというお話は一応させていただいております。まだお返事はいただいておりますが、あと、そういったかかりつけ医さんで対応していただくのが本当は慣れたところで打っていただくのが一番かなとは思いますが、そういったどうしてもかかりつけ医で受けていない方とか、そういった方については健康あゆみ課のほうへご相談いただいて、そちらはちょっと医師会との調整もかけて対応をしていきたいと考えております。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁終わりました。

再質問、北岡議員。

○10番（北岡 泰） ぜひ、きめ細やかな体制でひとつよろしくお願いをしたいと思います。

次に、ワクチン接種に対するバス、タクシーの活用を検討を確認したいと思います。先ほど江議員もありましたけれども、バス、タクシーの活用につきましては、全国的に調べてみますと、バスの活用事例としては、貸切りバスによる接種会場までの送迎や新たなバス路線の拡充を行う。また、貸切りバスを接種会場や接種前後の待機場所として活用している自治体等があります。

また、タクシーの活用事例としては、高齢者に接種会場までの2回接種往復分のタクシー券を配布、これも先ほど、その所得の関係なしに配布をしているという部分があります。また、乗合タクシーを借り上げて高齢者の居住地から

接種会場まで利用者責任負担なしで行う等の取組が全国的には多く見られるところでございます。なおかつ、寝たきりの非接種者等を訪問し、ワクチンを接種する医療従事者によるタクシーの活用も事例として紹介をされております。

明和町の取組を一遍確認させていただきたいなというふうに思いますとともに、介護事業者との協議についてお伺いをしたいと思います。

この厚生労働省のワクチン接種に係る業務のQ&Aというのがありまして、これはシルバー産業新聞というのに載っておりましたんですが、通所系サービス事業者がサービス提供中に、保有車両等を利用して事業所から新型コロナウイルスワクチンの接種会場まで利用者の送迎を行う場合、介護報酬等の取扱いはどうなるのかというクエスチョンに、アンサーとして、当該送迎について利用者から対価を得ていない場合、ワクチン接種の実施主体の市町村より送迎の委託を受け、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金等を財源とする委託費を受領している場合も含んで、道路運送法に基づく許可登録は不要とし、国土交通省自動車局と協議済みのことでどうぞやってくださいねという話になっておるそうなんですが、この介護事業者との協議というのは、やっぱり町がやらないけませんので、そこら辺の協議は進んでいるのか、確認をさせていただきたいと思います。

先ほどのバス、タクシー、鈴鹿市さんが急遽新聞に載ってございましたけれども、白子駅からシャトルバスを出して大規模接種会場へ送ると。もし現状のクラギのそのままにいくというんだったら、もし行きたいという人に対しては、1日に2回ぐらいシャトルバスを出すとか、うちの町としても考えていくべきではないかと。また、町民バスを接種会場まで、医療機関まで行きたいんだったら、町民バスはもうその接種券見せたら無料になるとか、そういう考え方はないのか。確認をしたいと思います。

○議長（伊豆 千夜子） 質問に対する答弁、住民ほけん課長。

○住民ほけん課長（吉川 伸幸） 先ほどの江議員のご質問に対して説明させてもらいましたけれども、ワクチン接種に対するタクシーの活用という点では、

6月から低所得の高齢者のみの世帯や障がいのある方を対象としたタクシー料金の助成金を2往復2回分交付するというような形で対応をさせていただいているところでございます。

○議長（伊豆 千夜子） 健康あゆみ課長。

○健康あゆみ課長（西岡 郁玲） まず、その寝たきりの方の在宅の部分なんですけれども、在宅ではまず接種されている医療機関というのもあるということでは聞いておるんですが、医師会との調整等、ワクチン室で行っていただいております、医療従事者に対するタクシーの助成をとという要望も今の現時点では特に聞いておりませんので、特に町としては実施していないという状況でございます。

また、通所系のサービスの事業者から、サービス提供中に保有車両を利用して事業所から接種会場までの利用者の送迎ということのご相談につきましても、事業所及び現時点で利用者からのご相談も今、現時点で受けていないということもございまして、介護事業所との協議は特に行っていないというのが現状でございます。

バスの送迎を行うかというあたりですが、クラギ文化ホールにつきましては接種予約者も限られた人数でございます。その予約時間もばらつきがございまして、なかなかその貸切りバスを送迎で使うというのは今、現時点ではちょっと考えていないというような状況になっております。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁終わりました。

北岡議員。

○10番（北岡 泰） まあ、要するにね、優しくない。介護事業者から連絡がないから、話をしておりませんかではないでしょうか。こういうことがあるんだから、こちらから声をかけて、介護事業者さん、やってくれませんかって、声をかけるのが当たり前ではないですか。僕はそういうところだと思いますよ。

クラギでやっているのに、時間帯がばらばらだからそこら辺は対応は難しいって言うんやったら、別にクラギに行ってもらわなくてもいいから、明和町の

中でしっかりとそういう体制をつくっていくっていうふうに持っていった方がいいのではないですか。コールセンターだけの問題でしょう。

また元へ戻ってしまいますけれども、そこら辺は一遍ちゃんと自分たちがやっていることが正しいのか間違っているのか、よう考えたほうがええと思うんです。そこら辺を含めて、ちょっと今回、非常に対応が悪いなというふうに思っております。

話は次に行きますが、コロナ後遺症の実情及び治療法の相談体制はどうなっているのかっていうのを伺いたしたいと思います。

6月11日現在で、このコロナウイルス感染者は77万597人、三重県では5,091人、死者108人となり、県内では224人の方が今、入院治療中、4,919人の方が退院、療養解除というふうに今なっております。

ただ、WHOの発表によりますと、この新型コロナウイルス感染症にかかった人のうち10人に1人が、12週間たっても何らかの症状、後遺症に苦しんでいるとのことでございます。連日、様々な報道がされている中で、後遺症については基本的な情報さえなかなか周知されていないのが現状であります。

コロナ後遺症の主な症状は、倦怠感やせき、思考力の低下、発熱、動悸、脱毛、頭痛、食欲不振、嗅覚障害、体の痛み、不眠、味覚障害、息苦しさ、気分の落ち込みなど、様々なものがあり、なかなか治療を専門的にできるところもないということでございます。

発症され苦しんでいる方々のためにも、コロナ後遺症の実情及び治療法の相談体制を築くべきだと思いますが、執行部のお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（伊豆 千夜子） 質問に対する答弁、健康あゆみ課長。

○健康あゆみ課長（西岡 郁玲） 新型コロナウイルスに感染された方のその後の経過につきましては、松阪保健所が中心に経過観察をしていただいているということがございましたので、松阪保健所のほうに確認させていただきましたところ、感染された方で退院や療養解除となられた方については、その後の体調などの確認を必要時に行っているとのことでした。

ほとんどの方が症状が改善されて、回復された後に通常の生活に戻って見えるとのことでした。

一部の方では、嗅覚障害やせきなどの症状が残っているとされる方につきましては、かかりつけ医または入院治療を受けられた医療機関に相談されるように対応をしていただいているとのことでした。

町に相談があった場合は、そういったことでしかるべき相談機関につなげるように体制は取らせていただきたいと思います。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁終わりました。

北岡議員。

○10番（北岡 泰） よろしくお願ひしたいと思ひます。

こういう後遺症があるよということ自体もやっぱり広報して、相談をいつでも受けますよというふうに、優しく町民の皆さんにアピールをしていただければなというふうに思ひます。

ワクチンといへば、子宮頸がんワクチンでございますので、子宮頸がんワクチンの質問を最後にしたいと思ひます。

この子宮頸がんワクチン接種の啓発を再度、行政のほうからしていただきたいなというふうに思ひて、質問させていただきます。

例えば2000年代半ばにがん予防を目的に初めて登場したこの子宮頸がんワクチンをめぐる対応では、日本の異質さが際立つと。これは日本経済新聞に載ったんですけども、海外では当たり前のように普及しているが、日本の接種率は1%以下、副作用をめぐる集団訴訟をきっかけに、数字はずるずると下がってしまったということで、カナダやイギリスやオーストラリア、この非常に80%、60%という非常に高い水準の中で、日本が1%以下に落ち込んでしまったと。

ここが、そのメディアもそのときにわーわー騒いでいたんですけども、名古屋市で結局いろんな調査をしてみたら、一般のいろんな接種や注射とかそういう医療関係の行為と比例しても大差がないという結果が出てしまつて、全く

その報告書自体も取り扱われなくなってしまったという事例があります。

そのままこの子宮頸がんワクチンの啓発が日本全国止まってしまったということで、今、本庶さんというノーベル賞学者さんも、ノーベル賞の受賞のマスコミに対してメディアに対しての発表を、その時間の半分以上を使って子宮頸がんワクチンのことを訴えたんですけども、日本では一切報道されることがなかったという状況になっております。

このワクチンも任意で結構ですので、こういうワクチンがあって、年間1,500人以上の方々が亡くなっているんですよという情報提供を、学校であれ行政であれしっかりと取り組んでいただきたいと思うんですが、それに対する答弁をお願いいたします。

○議長（伊豆 千夜子） 北岡議員の質問に対する答弁、町長。

○町長（世古口 哲哉） 子宮頸がんワクチンの関係につきましては、議員ご承知のとおり、積極的な接種勧奨というのは今のところ行わず、希望者が接種できる体制は確保するという事になっておるところであります。

そうした中で、町としましては、昨年秋のときにも国からの通知を受けて、小学校6年生から中学校3年生までの女子児童生徒と高校1年生に相当する女子について、子宮頸がんワクチンが接種できるとのご案内をさせていただいたところですよ。

それから、今年度につきましては、小学校6年生に2種混合ワクチンのご案内の中に子宮頸がんワクチン接種のお知らせも併せて行わせていただいたところですよ。

そういった形での広報というか、周知という形をさせていただいております。

ちなみに、子宮頸がんワクチンは3回で接種完了となるわけなんですけれども、ワクチン接種を完了した方は、令和元年度が2人、それから令和2年度が4人ということとなっております。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁終わりました。

再質問、北岡議員。

○10番（北岡 泰） 数字をつかんでいただいて本当にありがとうございます。

ぜひ、緩やかな啓発で結構でございますので、こういう大切だよということを知っていただければというふうに思っておりますので、よろしく願います。

次に行きます。農業施策について確認をして進めたいと思います。時間がありませんので、足りなかったら次回に持っていきたいと思いますので、よろしく願います。

食料・農業・農村基本計画っていうのがあります。明和町の農業基本構想策定の状況確認をここでさせていただきたいと思っております。

国は令和2年3月に、食料・農業・農村基本計画を策定されました。副題は、我が国の食と活力ある農業・農村を次の世代につなぐためにということになっております。

その中で、講ずべき施策を7点に分けて訴えております。1つは食料の安定供給の確保、2点目は農業の持続的な発展、3点目が農村の振興、4点目が東日本大震災からの復旧・復興と大規模自然災害への対応、5番目が団体、6番目が食と農に関する国民運動の展開等を通じた国民的合意の形成、7番目が新型コロナウイルス感染症をはじめとする新たな感染症への対応であり、この方針を受けて、三重県では、三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する基本計画及び国の食料・農業・農村基本計画等を踏まえて、三重県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針を策定され、明和町も、農業経営基盤の強化促進に関する基本的な構想を今、策定されようとしていると思っております。

そこでお伺いをいたします。三重県の基本方針の初めに三重県農業の現状を取り上げ、平成17年より令和元年の20年間ににおける販売農家数は約1万9,100戸の減、主業農家数は約2万戸の減、基幹的農業従事者の高齢化率は71.9%から81%へと全国平均より高く、基幹的農業従事者の40歳未満比率は2.2%から2.1%横ばい、全国平均は4.9%より低いと。また、認定農業者数は2,032人から2,194人で微増、担い手への農地集積は18.7%から37.9%と約倍増したもの

の、全国平均56.2%には程遠い状況です。

明和町の現状と課題がどういうふうになっているのか、お示しをいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（伊豆 千夜子） 質問に対する答弁、産業振興課長。

○産業振興課長（堀 真） 失礼いたします。

それでは、私から明和町の現状についてお答えさせていただきます。

明和町の販売農家数は、平成17年度には1,074戸が令和元年度には425戸と、649戸の減となっております。率にいたしますと、おおむね60%の減となっております。販売農家数は、農地を貸し出すことにより減少しているものと考えられます。

次に、明和町の主業農家数は、平成17年度には85戸が令和元年度には37戸と、48戸の減となっております。率にいたしますと、56%の減となっております。率といたしましては大きな減となりますが、明和町の場合、今までも兼業農家が多かった中で、主業としての農家数はあまり変動していないと考えているような次第でございます。

次に、基幹的農業従事者の高齢化率、平成17年度75.8%から81.1%と上昇しており、三重県の基幹的農業従事者の高齢化率と一致しているような状況でございます。農業を生きがいとして行う高齢農家さんが健在であるかというふうを考えております。

次に、明和町の基幹的農業従事者の40歳未満の比率は、平成17年度の1%が令和元年度には2.5%と上昇しており、三重県の平均を上回っておりますが、全国平均の半分程度です。

次に、認定農家数ですが、明和町の場合、平成17年度の資料が見つかりませんでしたので、平成22年度との対比になりますが、平成22年度には22人の認定農業者が令和元年度には53人と、倍以上の増加となっております。

次に、担い手の農地集積率ですが、これも平成17年度の資料がないため、平成22年度の対比になりますが、平成22年度は12.5%の集積率が令和元年度には



54.8%になっており、三重県下の中では集積が進んでいる状況でございますが、全国的に見ると平均並みな推移というふうに考えております。

上記の結果を見ますと、農業を主業として生計を立てるには大規模な営農が必要となり、農地集積を行うには集団化、連担化が必要で、作業効率がよく、農地中間管理機構の利用が必要と考えております。明和町でも40歳以下の農業者が2.5%、現在9人の方がいらっしゃいます。この方々が今後も生計を立てられるようバックアップする体制が必要と考えております。また、新規就農者の発掘や、農作物に付加価値をつける6次産業化の推進を行う必要があると考えております。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁終わりました。

再質問ございますか。

北岡議員。

○10番（北岡 泰） 非常に減衰をしているというのがよく分かる数字だというふうに思っております。

国は、我が国の食と活力ある農業・農村を次の世代につなぐための基本計画とし、5年ごとに10年先を見通して計画策定をするとされております。また、消費者と食と農とのつながりの深化も求めています。

参考に見せていただきました平成26年ですかね、明和町の農業基本振興計画ですかね、そこの基本的な構想を読んどっても、文章と数字ばかりで、興味がわからないというか、すみませんね。これで皆さんようやってきとんのやなど、農業従事者の方はこれで分かるんかいなとか、つい思ってしまった次第でございます。

ぜひこれまでのような内部文章的な構想ではなくて、町民の皆さん全てが読んで分かるようなまた興味が湧くような、そういう未来を想像できるようなそういう構想にしていいただきたいと要望させていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

次に行きます。国の施策として農業の持続的な発展の項目に、農業経営の安

定化に向けた取組として、収入保険、経営所得安定対策の着実な推進があります。明和町の基本構想にどのように策定されようとしているのか、お示しおきいただきたいと思います。

○議長（伊豆 千夜子） 質問に対する答弁、産業振興課長。

○産業振興課長（堀 真） 先ほど議員がおっしゃいましたように、現行の農業経営基盤強化に際する基本構想、こちらは平成26年度に策定させていただいたものでございます。

まず、現行の基本制度に収入保険の記載はございません。農業共済が、以前の就業保障から収入保障に制度を変更させていただいたのが令和元年度ということで確認させていただいております。

収入保険は、販売単価の下落等で収入が減額した場合、昨年度までの5か年の収入を平均した収入の9割までを補償するもので、台風等の自然災害、豊作による販売価格の低迷等から農家の経営の安定を図るものです。

町としても加入を推奨させていただいております。コロナ禍で農産物の販売量の低迷を受けて、収入保険の保険料の一部を補填することを考えさせていただいております。

国の基本方針にもありますように、農業共済をはじめ行政、農業協同組合、農業法人等の関係団体が連携いたしまして、推進体制の構築を図り、加入促進を行うことを、次の農業経営の強化に関する基本構想には示させていただきたいというふうに考えているような次第でございます。

次に、経営所得安定対策の着実な推進についてでございますが、明和町の場合、基本構想にもありますように、稲作を中心とした土地利用型農業が多くを占めております。国内では米余りが続いており、米からの転作が奨励されてまいりました。

奨励金といたしましては、平成25年度に名前を変えさせていただきまして、経営所得安定対策となり、田に米以外のものを作付することにより、交付金を農業者に直接交付する仕組みとなっております。

稲作だけに頼らず、農業経営を安定させる取組として、昨年度は明和町でも204ha、交付額といたしますと1.5億円の規模で実施されているような状況でございます。

今後の農業経営を見据える中で、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものになるよう、農業構造の確立を目指し、主たる農業従事者が1人当たり300万円から400万円の収入及び年間労働総労働時間1,800時間から2,000時間程度の水準を目標として、このようにさせていただきたいと考えておりました、それをするには、次期の農業基盤経営強化の促進の基本構想にその案を示させていただきたいと考えているような次第でございます。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁終わりました。

再質問ございますか。

北岡議員。

○10番（北岡 泰） 昨年より収入保険に対する加入支援事業というのを行っていただきまして、この加入促進を今図っていただいております。

また、今年度はこの新型コロナウイルス感染症対策事業において上乘せをしていただくことになって、この6月議会に提案をしていただいております。

やはりこの収入保険、急にぽっとできて、ずっとこれがやっぱり制度化されて、きちんと町としても応援するよという姿勢を見せていただくためにも、来年度以降もこの町として支援をしていきますよという制度化をされるのが必要ではないのかなというふうに思うんですが、課長の考えをお伺いいたします。

○議長（伊豆 千夜子） 再質問に対する答弁、産業振興課長。

○産業振興課長（堀 真） 今、議員おっしゃいますように、昨年そして本年におきましては、コロナ対策の交付金を活用させていただきまして、実施をさせていただいているような次第でございます。

次年度以降でございますが、このコロナの状況がどうなるか、また農作物の販売等の状況を確認させていただきまして、しかるべき対応をさせていただきたいと考えているような次第でございます。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁終わりました。

再質問ございますか。

北岡議員。

○10番（北岡 泰） では、次の質問に行きます。

農業生産、流通現場のイノベーションの促進として、スマート農業の加速化など、農業現場でのデジタル技術の利活用推進、農業施策の商店におけるデジタル化の推進がありますが、明和町の基本構想にどのように策定されているのか、お示しをいただきたいと思います。

○議長（伊豆 千夜子） 質問に対する答弁、産業振興課長。

○産業振興課長（堀 真） 先ほど議員がおっしゃっておりますように、この基本構想には数字とばかりが書いてございまして、そこのようなスマート農業についてというような記載は、現在はさせていただいていないような状況でございます。次期計画にはぜひ示させていただきたいと考えているような次第でございます。

スマート農業は町内でも少しずつ進められておりまして、特にドローンの活用やトラクターの自動運転などが進められております。昨年度は経営強化支援事業補助金を利用していただきまして、自動運転のトラクターの購入をさせていただいております。

次に、最近認定農業者となり法人化された若い方が、野菜作りに各種センサー等を利用したいとの声もあり、町として、国・県等の補助に対してアンテナを高くして、補助をさせていただきたいと考えております。

今後の農業は、先端技術を取り入れ、農作業の省力化、労働力の軽減を図り、労働力不足の問題解決、また農業技術の継承等の手段として、スマート農業を進めていかなければならないと考えているような次第でございます。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁終わりました。

再質問、北岡議員。

○10番（北岡 泰） ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

農地集積の取組としまして、これ日本農業新聞に載ったんで、受け売りでございますが、境界標の代替に、今は杭か何かを打つとるんでしょうけれども、地中マーカーを設置する実証実験を行うなど、営農規模拡大を進めてみえる先進団体もあるようでございます。

農家の皆様や農地所有者の方々が安心して規模拡大に取り組めるような、そういう計画を立てていただきたいと思いますが、担当課長のご意見をお伺いしたいと思います。

○議長（伊豆 千夜子） 質問に対する答弁、産業振興課長。

○産業振興課長（堀 真） 失礼いたします。

農業委員会、農地中間管理機構が農地集積、集約を行い、農地の大規模化を図る、そして土地改良区が畦畔除去を行う、そしてこの畦畔除去におきましては、今議員がおっしゃいましたように地中マーカー、こちらを利用していただくことは有益というふうに考えております。そして、その大規模になった農地を、農協、普及センターなどが営農指導を行うことが一応必要というふうに考えております。

ただ、各個人所有の農地を1軒も欠けることなく農地集積を図る必要性があります。集落における農業の将来展望について徹底した話し合いを地元としていく必要があるかというふうに考え出しているところでございます。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁終わりました。

再質問、北岡議員。

○10番（北岡 泰） ぜひその中間に産業振興課の職員の皆さんが立っていただいて、しっかりと進めていただければなというふうに思っております。

気候変動への対応と環境政策の推進として、再生エネルギー、気候変動対応技術の開発・普及、有機農業の促進、自然循環機能の維持・増進というのが書いてありますが、明和町の基本構想にどのように策定されているのかをお示してください。

○議長（伊豆 千夜子） 質問に対する答弁、産業振興課長。

○産業振興課長（堀 真） 失礼いたします。

国の食料・農業・農村基本計画の気候変動の対応策の推進についてのご質問でございます。

現在の明和町の基本構想には、残念ながらこのような記載はございません。今後、新たにつくらさせていただくときには、ぜひ記載をさせていただきたいと考えております。

議員のご指摘のように、国の基本計画では、様々な環境政策の推進について挙げられておりますが、こちら、県のほうも確認させていただいたんですが、三重県の基本方針にもこのような部分が、該当するものがございませんでした。

このような状況の中で、町単独で推進は困難なものというふうに考えております。しかしながら、プラスチックのごみ問題への対応や有機農業、土づくりの推進等、農業分野における環境施策について取り組める部分もあろうかと考えております。県に対しまして基本方針に追加を検討するよう要望するとともに、県と連携しながら推進していく必要があると考えております。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁終わりました。

北岡議員。

○10番（北岡 泰） ぜひ県と協議をしていただきたいというふうに思っております。

また、水害対策として、田んぼダムの実証実験が全国各地で始まっております。また、海洋汚染が懸念されます樹脂被覆肥料、これの代替の研究等も取組が始まっておるといふふうに伺っております。

10年先を見通した計画をぜひ立てていただきたいと思いますが、担当課長のご意見をお伺いしたいと思います。

○議長（伊豆 千夜子） 質問に対する答弁、産業振興課長。

○産業振興課長（堀 真） 失礼いたします。

田んぼダムの件でございますが、昨今、新聞等、先ほど言われておりました日本農業新聞にも大きく取り上げられているような状況でございます。

流入抑制による治水効果、こちらは十分に発揮でき、水害対策の1つの手法であろうと考えております。田んぼダムの流入抑制効果は各田んぼの実施率、こちらが非常に重要になってこようかと考えております。

これを実施していただくためには、営農者の協力が必要でございます。そのために、営農に影響しない仕組みづくりが必要と考えております。町の総務防災課そして明和土地改良区とも協力しながら計画を進めていく必要があるかと考えております。

次に、樹脂被覆飼料についてでございます。

こちらは平成30年11月27日付で農林水産省生産局より、農業生産におけるプラスチック問題への対応という冊子が出ております。

被覆飼料とは、表面を樹脂の膜などでコーティングし、土壌中で肥料成分の流出を調整する飼料で、作物が必要とする時期に肥料成分が溶け出すため、環境負荷の低減が図られ、施肥が必要となることから省力化が結ばれるとされておりました。片や、合成樹脂により膜のコーティングが河川等に流れ出してしまいました。そういう問題も生じているような状況でございます。

それを流れ出さないよう、また分解しやすいようにするために、このような状況の中で分解等の高い皮膜、土中で分解されやすいような被膜素材の製品化が現在進んでいるような状況でございます。

また、農家の皆さんに対しましても、この肥料袋の中には注意喚起がされているような状況でございます。こちらの注意喚起につきまして、県、JAとともに、農家の方々にも注意喚起をさせていただきまして、問題の解決を図っていきたいというように考えている次第でございます。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁終わりました。

再質問ございますか。

北岡議員。

○10番（北岡 泰） 時代に応じて便利なものが生まれますけれども、その便利さとともに今回のような問題がまた生まれてくるという状況ですので、1つ1

つ計画案の中に、まあ毎回毎回大変でしょうけれども、読み込んでいただきまして、新しい時代に対応していただくようお願いをしたいと思います。

最後に、団体として、農業委員会系統組織、農業共済団体、土地改良区の機能、役割の効率的な発揮という項目がございますが、明和町の基本構想にどのように策定されているのかお示しをいただきたいと思います。

○議長（伊豆 千夜子） 質問に対する答弁、産業振興課長。

○産業振興課長（堀 真） まず、各組織についてご説明をさせていただきたいと思います。

私、農業委員会事務局も担当させていただいてるわけですが、農業委員会、ややもすると農地転用を許可する組織と思われがちですが、本来の目的は、農地等の利用の最適化、担い手等農地集積集約化、遊休農地の発生防止・解消、こちらの推進を図ることを行う行政機関でございます。

農業共済におきましては、農家が自然災害に遭ったときにかかる経済的損失を最小限にとどめ、経営の安定を図るために実施される、国の災害補償を行う機関でございます。

次に、土地改良区は、農業生産の基盤の整備を図り、農業生産性の向上、農業総生産の増大、農業生産の選択拡大、農業構造の改善を資する目的で設置された組織でございます。ほかにも農地中間管理機構がございます。この機構は、農業委員会の農地集積を、出し手と受け手を結ぶ農地集積のバンクの役割を果たす組織でございます。ほかにも農業協同組合、県の組織、地域営農農業普及センター等がございます。

基本構想において、各団体は将来の農業を担う若い農業経営者の意向や農業経営に関する基本的条項を考慮すること、農業者または農業に関する団体が地域の農業の推進を図るためにする自主的な努力を助長することを命としております。意欲と能力のある者が農業経営の発展を目指すことに当たってこれを支援するということになっております。

そうしたことから、明和町といたしましては、団体の機能・役割を發揮でき



るよう、農業協同組合、農業委員会、地域農業改良普及センター等の連携の下で濃密な指導を行うため、明和町農業再生協議会というのを設置させていただいております。

先ほども申しましたが、町として理想論を申しますと、農業委員会、農地中間管理機構が農地集積を行い、農地の大規模化を図り、土地改良区等が畦畔除去を行い、農業普及センターが営農指導を行っていく、この各機関が役割に応じた効率を連携強化を図っていくことが必要というふうに考えているような次第でございます。

実施するには、集落における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするため、徹底した話し合いを行うことが必要となってまいります。農業者が主体性を持って地域の農業の将来方向に向かって選択・判断を行うこと、そして農業者それぞれが農業経営改善計画を作成し、相互の連携を図ることが必要と考えとるような次第でございます。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁終わりました。

再質問ございますか。

北岡議員。

○10番（北岡 泰） ぜひ様々な話し合いをしてもらって、本来の意味、本来しなければならぬ方向性に持っていただければなというふうに思います。

先ほどグラフを、すみません、片づけてしまいましたけれども、農業従事者の高齢化に伴い、担い手農家への農地集積は喫緊の課題というふうに考えております。

この前もちょっと相談事がありましたけれども、農地をたくさん抱えても、お父さん亡くなって、私一人なんやわと。継ぐもんおらへんわ。これをどういうふうに変換させていくのか。上手に誰かに託していくのか、転売するのか。そういうこともしっかりと取り組めていくことによって、担い手にどんどん農地が展開していくのではないかなというふうに思います。

特に高齢化が進んでいくと、幹線排水路の維持管理、これが大変なことなん

やというのを理事長さんからちょっと聞きまして、これはぜひ町の行政による管理体制へと、これはもう移行していくべきではないかなというふうに私自身は思うんですわ。何せ農業人口、先ほど表に表しましたけれども、どんどん減っている。それに対して、今大変な思いをして管理をさせていただいているんですけれども、それもやっぱり時期が、10年たったらもうそれは無理な話になってくるのではないかなというふうに思いますので。

そこら辺のこう、明和町だけで終わる問題ではないと、予算の問題とかいろいろあると思うんですけれども、そこら辺しっかりと考えていっていただきたいなというふうに思うんですが、担当課長のご意見をお伺いしたいと思います。

○議長（伊豆 千夜子） 質問に対する答弁、産業振興課長。

○産業振興課長（堀 真） 失礼いたします。

幹線排水路の維持管理につきましては、明和土地改良区合併前の旧土地改良区、こちらが5つの改良区がございました。こちらの各改良区1本について幹線排水路と位置づけさせていただきまして、町が維持管理をさせていただくということで、定期的に浚渫を実施させていただいたところでございます。

ただ、この各土地改良区1本といいながらも、海岸線のほうにまいますと、旧の下御系土地改良区に行きますと、海の近くには大きな排水路が多数ございまして、なかなかこの各改良区1本というのも難しいような状況がございます。

そのような中で、この幹線排水路についても底張りをしたようなところについては、町から改良区のほうへ管理を移管するよということで取り決めにさせていただいたような状況でございます。

今、議員おっしゃるように、明和土地改良区から毎年同様の要望をいただいております、その要望順位も上位、いつも1番要望でこの幹線排水路を何とかしてくれというふうなご要望をいただいております。確かに5mも6mもあるような排水路の中に人が入ってやるというのは、非常に難しいような状況があるかというふうに考えている次第でございます。

そのような状況の中で、町といたしましても、何とかこれを補助対象にでき

ないかというのが実情でございます。今までは単独費ということの中で事業実施させていただいておりましたが、近年、災害対策、ため池とかその支線については、その補助事業のメニューも拡張されてきとるような次第でございます。

ただ、現行の制度では浚渫のみではなかなか採択にならないというのが実情でございます。先般も町村会でこういう要望活動がありましたので、私出席をさせていただきまして、浚渫のみでも何とかできないかということでご要望させていただいたようなところでございます。そんなような補助メニューをつくらせていただきまして、明和土地改良区と十分協議させていただく中で、浚渫ができるよう少しでも進めさせていただきたいというような考え方でおります。

以上でございます。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁終わりました。

再質問ございますか。

北岡議員。

○10番（北岡 泰） ぜひそういうメニューを探していただいて、何か制度をつくれというのだったら、また言っていただいたら、こっちも一生懸命取り組んでいきたいというふうに思っております。

最後に、これは明和町に当てはまるかどうか分からないんですけども、特区っていうのがありますよね。兵庫県の養父市というところが国家戦略特区の経緯と実績というのをネットで出されておまして、様々に掲載されておまして。私もちょっと農業委員会に行かせていただいたこともございますので、面白いなと思ったのは、この特区を使うと、農業委員会とこの行政の事務分担ができて、事務処理期間を19日から6日間に短縮できるとか、様々な何か方法があったり、農家レストラン設置に係る特例っていうのを使えたり、農業への信用保証制度の適用を使えたり、農業生産法人の要件緩和とか、あと企業による農地取得の特例をつくれますよとか、まあ今空き家対策なんかしていますけれども、それに対して、空き家と農地を一緒にくっつけてそれを貸し出したり

するのに特例を使えるとか、様々なものがございますので、ぜひこの計画案の中に、この特区というのも使えるようであればしっかり検討していただいて、ぜひチャレンジをしていただければと思うんですけれども、担当課長のお考えをお伺いして終わりたいと思います。

○議長（伊豆 千夜子） 質問に対する答弁、産業振興課長。

○産業振興課長（堀 真） 失礼いたします。

特区の関係でございますが、私ども不勉強で申し訳ございませんが、企業が農地を持てるという、そういう概念の中で特区申請がされとるということは確認させていただいたわけでございますが、今議員がおっしゃったようなことまで、詳細までちょっと自分としても把握させていただいていないのが実情でございます。一度勉強させていただきまして、この私のところの基本構想の中で組み入れられるようなことができることがありましたら、組み入れさせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（伊豆 千夜子） 北岡泰議員の質問が終わりました。

質問者が交代いたしますので、質問席の消毒を行います。

お諮りします。

議事整理のため、暫時休憩したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（伊豆 千夜子） 異議なしと認めます。

よって、暫時休憩いたします。50分まで休憩お願いします。

（午後 2時 35分）

---

（午後 2時 50分）

○議長（伊豆 千夜子） 休憩を解きまして、休憩前に引き続き会議を開きます。

---

6番 下井 清史 議員

○議長（伊豆 千夜子） 5番通告者は、下井清史議員であります。

質問項目は、「小学校区編制について」、「明和町高齢者の今後の生活支援を問う」の2点であります。

下井清史議員、登壇願います。

（6番 下井 清史議員 登壇）

○6番（下井 清史） 議長から登壇の許可を得ましたので、事前通告に沿って、小学校区の編制についてと明和町高齢者の今後の生活支援を問うの2つの質問をさせていただきます。

まず、小学校区編制について。

これまでの住民説明会で質問のあった参加者への回答の有無についてお聞きいたします。

まず、行政は、これまでの説明会を通して合意形成に至ったとの見解を示されております。合意形成に至ったと判断されたデータはどのようなものがあるのかお聞きいたします。基となる数字などがあればお示してください。

○議長（伊豆 千夜子） 下井清史議員の質問が終わりました。

これに対して答弁願います。

教育長。

○教育長（下村 良次） 現在策定中の明和町小学校区編制に係る基本計画につきましては、令和元年12月に最初の計画案を作成し、広く周知を図り、ご意見を募る中、令和2年1月から2月にかけて第1回目の住民説明会を開催させていただき、15会場で延べ382名のご参加をいただいております。

第1回目の住民説明会では、教育分野以外のご意見、質問等も多くあり、そ

の場でお答えできなかったものも多かったことから、町の参加態勢を整えた上で、第2回目の住民説明会を10月から11月にかけて開催させていただき、6会場で延べ137名のご参加をいただいております。

また、第1回目の住民説明会の際にいただいた意見の中で、就学前児童の保護者の声も聴くべきではとの声があったことから、同じ時期に多くの参加をいただきたいということもあり、それぞれのお迎えの時間帯に合わせる形で、第1回目の就学前児童保護者説明会を開催させていただき、5会場で延べ227名のご参加をいただいております。

そして、先月の5月には第3回目の住民説明会を開催させていただき、6会場で延べ128名のご参加をいただいております。

また、同じく同時期に第2回目の就学前児童保護者説明会を開催させていただき、5会場で延べ104名のご参加をいただいております。第2回目の就学前児童保護者説明会での参加者が減ったのは、園によりますと、今後の進め方はこれから議論するとして、校区再編には特に異議はないということで、参加者は減ったとのことでした。

結局、これまでの説明会で延べ978名のご参加をいただいております。また、パブリックコメントによるご意見もこれまで合わせて74件いただいております。

第1回目の住民説明会では、予想はしておりましたが、地域による温度差がありました。地元の小学校がなくなることについての純粋な不安、寂しさ等から、反対意見も聞かれました。

しかし、第2回目の住民説明会及び第1回目の就学前児童保護者説明会では、第1回目の住民説明会の際にいただきましたご意見等に対する回答、そして考え方も丁寧に説明させていただきましたところ、反対意見は少なくなったと捉えています。といいますか、考え方、方針に理解をいただけてきたと感じるようになってまいりました。

また、逆に、今後の見通しを持ちたいということもあり、早く時期を決めてほしい、もっと早く進めてほしい、進めていくべきではといった声が、特に再

編小学校に関わりが深い就学前児童の保護者からございました。

そして、今年の3月には、基本的な部分を変えておりませんが、これまでのご意見等を考慮し、修正した計画案を持って、先月5月、第3回目の住民説明会及び第2回目の就学前児童保護者説明会を開催させていただきました。

その場でも否定的な意見はございましたが、多かったのは、スクールバスを含む通学に関する事、教育面に関する直接子どもに関係する部分、また、3回目の説明会におきましてもございましたが、なぜ1年遅れるのか、これは当初令和7年の計画でしたが8年になったこと、もっと早く進めるべきといったスケジュール面といった今後の進め方に関するご意見が多くございました。

とにかく多くの方に聞いていただきたいという思いで場の設定、それは日時でありますし、時間帯でもございます。それを考えながら、これまで説明会をさせていただいてまいりました。

以上、これまでのこの経緯から、数値的なものではございませんが、数字がそのまま裏付けになるような数字でもございませんけれども、私たちとしては今回の小学校編制の基本計画に関しましては、ある意味、総合的に様々な判断をしたとき、おおむねご理解をいただいたと考えるものでございます。

以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁が終わりました。

下井清史議員、再質問はございますか。

下井議員。

○6番（下井 清史） 説明会において町から合意形成に至ったとの説明を聞いたので、その根拠はどこにあるのかという質問をしました。

先ほどのあれも聞かせていただいとって、合意形成という言葉は、これ、答弁のどこにも出てきていないように思いました。

合意形成とは意見の一致を図るもので、先ほどの答弁でおおむねご理解をいただいたものとのことですが、町民の皆様と意見の一致が図れたと判断してよろしいのでしょうか。

○議長（伊豆 千夜子） 再質問に対する答弁、教育長。

○教育長（下村 良次） 下井議員からのご質問、町民の皆様と意見の一致が図れたのかというところでございますが、町民全員お一人お一人から直接の意思確認による賛同をいただいたわけではございません。実際問題それは非常に難しいものでもございますし、困難なものだと認識しております。町の計画に賛同しかねるという方もみえると、このことも当然のように理解もしております。

ではありますが、令和元年12月に最初の計画案を作成してからこれまでの間、説明会を含めた様々な場面でいただきましたご意見等を総合的に判断した結果、今回の小学校区編制に係る基本計画に関しましてはおおむねのご理解をいただいたというふうに、私どもとしては判断をさせていただきました。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁終わりました。

下井議員、質問ありますか。

下井議員。

○6番（下井 清史） 声を出して賛成、反対を言える人はごく僅かで、声を上げていない方が大多数ではないでしょうか。その大多数の方々と意見の一致ができたとは思いません。これは仕方ないなとか、反対と言っても変わるものではないしなと思っている方もたくさんみえますので、意見の一致ができ、おおむね理解をいただいたと簡単に判断せず、今後も町民の皆様に対し、懇切丁寧な説明をしていただくようよろしくお願いいたします。

では、次の質問をさせていただきます。

大淀小学校で開催された住民説明会で、一部の参加者の方からの質問において、時間の関係上、文書で出しますと行政側にお願いをし、これに対して行政は、回答するとのことでした。その後、文書で質問票を提出したにもかかわらず、いまだ回答をいただいていないということを知りました。

先ほども聞かせていただきましたが、このような対応が明和町として考える合意形成なのかお聞きいたします。

また、校区編制に対し、校区編制に反対している方も多くおられる中で、納



得するしないにかかわらず、膝を突き合わせて話していくことが大切であると考えますが、お考えをお聞かせください。

また、行政の言う別途回答するとは、校区編制を進めながら回答するのか、進めず回答していくのかもお聞かせください。

○議長（伊豆 千夜子） 下井議員の質問に対する答弁、小学校区編制推進室長。

○小学校区編制推進室長（中瀬 基司） これまで行ってきた説明会では、その場で答えられるものについてはお答えをさせていただいておりますけれども、持ち帰って検討する必要があるものにつきましては、今後の取組や計画などに反映することをもって回答とするということで、書面やメールでいただいたご意見などと同様、個別回答はいたしかねるとさせていただいていたところでございます。

しかし、私どもの説明がしっかり伝わらなかった部分もあったものと考えられ、一部の参加者の方々、特に書面が出された質問に対しては、個別の回答がされると思われていたということで、お互いの認識に少し齟齬があったものと思われま。す。ですので、その方々に対しましては、回答させていただくよう、現在準備をしておるところでございます。

また、議員おっしゃるように、膝を突き合わせて話していくことは非常に大切だと考えております。校区再編には反対されている方も、よい明和町をつかっていきたいという思いは同じだと思っておりますので、私どもも膝を突き合わせていくことの大切さを常に意識をしながら、できる限りご意見などをいただくような場を設けていきたいと考えておりますし、お申出がございましたら、できる限りお受けをしたいと考えております。

また、今後策定作業に入る予定の第1期再編小学校の建設に係る基本構想の策定時の段階や、またその後に設置を予定をしております開校準備委員会及び跡地利用検討委員会でまとめた内容につきましても、適宜、皆様からご意見をいただくような場を設けていきたいと考えております。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁終わりました。

再質問ございますか。

下井議員。

○6番（下井 清史） 学区、将来像が異なるため、いろいろな意見が出ますが、それぞれがやはり子どもたちへの思いや将来の町への思い、これを強く願っているからやと思います。

近々、回答についてはしていただけるということで、よろしかったですかね。

とりあえず、質問された住民さんの思いをしっかりと酌み取って、町にとって町の思いがしっかり伝わるよう、丁寧な回答をしていただきますようお願いいたします。

また、先ほど齟齬があったとの回答もありましたが、今後そのような食い違いや誤解などを生まないように、慎重に対応していただくことをお願いいたしておきます。

続きまして、次の質問に入ります。運転免許証自主返納による明和町高齢者の今後の生活支援についてお聞きいたします。

国は高齢者の運転免許証自主返納を推進し、2016年では34万5,000件であった返納件数が2019年には60万件となり、また2020年の道路交通法改正法案では、あおり運転の罰則に加え、高齢者ドライバーの運転技能検査の義務化が盛り込まれました。

県においては、返納者に対し、交通、金融、飲食など民間事業者と協力し、官民とも様々なサービスが受けられるよう、運転免許証自主返納サポートみえを立ち上げられております。

明和町もこれまで免許返納者に対する施策をされておると思いますが、今後もしろんな手立てをもって、これまで以上に取り組んでいかなければなりません。

そのような中、町内の高齢者の方と話をさせていただく中で、何人もの方から、今の明和町では免許返納した後の生活がしづらいとのことで、引っ越しを検討されるなど、高齢者の交通事故の報道などで返納は理解できるが、生活し

ていくためにはどうしても必要、したくてもできないと戸惑っている方もおられます。

明和町として免許返納についてどのように捉え、今後どのような施策を考えているのかお聞きいたします。

○議長（伊豆 千夜子） 質問に対する答弁、生活環境課長。

○生活環境課長（西尾 仁志） では、運転免許証の自主返納者に対する町の取組といたしましては、返納後の移動手段の確保また高齢者の外出促進の一助といたしまして、平成29年4月1日から運転経歴証明書を提示していただくことにより、町民バスの運賃を無料としております。

現在、町民バスが4つの路線に分かれて町内を巡っておりますが、集落が点在している地域特性からも、交通不便地域が存在するのも事実でございます。既存の公共交通機関でございます町民バスだけでは賄えない部分をどうするかということで、昨年、令和2年度からデマンド交通の導入について検討を始めました。

昨年、町民バスについてのアンケート調査を実施いたしまして、その中に、デマンド交通を導入した場合、あなたは利用しますかという設問を設けましたが、6割以上の方が利用したいというふうに回答しており、町民の方々の関心の高さがうかがえます。

デマンド交通の導入検討における現時点での町のスケジュールを申し上げますと、令和4年度にデマンド車両の実証実験を実施する予定であり、また令和5年度には本格運行を目指す予定としております。デマンド交通システムでは、町民バスでは入れないような道の狭い箇所などを細かく拾っていけるようなものとしていきたいと考えておるところでございます。今後の進捗状況を踏まえながら、適時ご報告をしていきたいと考えております。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁終わりました。

再質問ございますか。

下井議員。

○6番（下井 清史） 分かりました。

待ったなしの超高齢化社会が来ると言われる中、路線バスやコミュニティーバスからデマンド型交通に転換していく自治体が今増加しております。その背景には、国土交通省から2011年4月から実施している地域公共交通確保維持改善事業が上げられるかと思えます。

しかし、先ほどのデマンド型交通でもやはり万能ではなく、予約の手間や運行費用面などの課題もありますので、国や県の補助金を活用し、積極的に情報を収集して、利用者にとって有利な事業を選択していただくことをお願いします。

それで、次の質問をさせていただきます。

地域によってはATM難民、買物難民、交通難民と言われている方が、現に今、明和町におられることも分かっているはずですが、そのような方が利用できるような、先ほども言ったデマンド交通や移動スーパーの情報発信や手配、また各種サービスなど、生活に不可欠な施策を軸にその他サポートサービスの拡充を図っていただけないのかお聞きいたします。

○議長（伊豆 千夜子） 下井議員の質問に対する答弁、生活環境課長。

○生活環境課長（西尾 仁志） 今のご質問に対しまして、町民バスの運行の充実やデマンド交通の整備と並行いたしまして、タクシー料金助成制度の継続、地域ボランティアの育成、地域ぐるみの買物代行や外出サポートの推進などにも取り組んでいきたいと考えております。

また、町内にもスーパーマーケットの事業者が移動販売車を稼働していることから、今後そのような事業者と話し合いをさせていただき、どのような形で情報発信ができるかを検討していきたいと考えておるところでございます。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

下井議員。

○6番（下井 清史） ありがとうございます。

2022年のサポカー限定免許に併せ、自動ブレーキなど安全性に優れた機能を搭載したサポカーへの乗換補助金の創設など、国や県の事業、また千葉県富津市ではイオン富津店当日宅配サービスの割引など、自治体独自の事業も展開されております。移動販売車でいえば、JA多気郡さんにも配置されたと記憶しておりますので、民間企業との連携もやはり視野に入れ、様々なサービス向上につながる取組をお願いいたします。

最後になりますが、今回のこの校区編制において、もろ手を挙げて賛成というよりは、将来的なこと、財政面など、様々なことを考える中で編制は仕方ないという意見もたくさんあるはずです。そのような声も、町としてしっかり受け止めていただく姿勢を持ってください。

これは、今回質問させていただいた2項目に共通して言えることですので、改めてお願いをさせていただき、私の質問を終わります。

○議長（伊豆 千夜子） 以上で下井清史議員の一般質問を終わります。

6番通告者は、田邊ひとみ議員であります。本日欠席いたしておりますので、会議規則第61条第4項の規定により、通告の効力を失いましたので、田邊ひとみ議員の一般質問は行いません。

---

### ◎散会の宣告

○議長（伊豆 千夜子） これをもちまして、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれにて散会します。

ご協力誠にありがとうございました。

（午後 3時 13分）

---